

埼玉県立文書館 令和7年度企画展

戦国乱世 の終焉 と泰平の世

展示図録

ヤ
ア
ヤ
ア
ヤ
ア
ヤ
ア

豊臣軍がやってきた！



戦国乱世の終焉と泰平の世

— 豊臣軍がやってきた！ヤアヤアヤア！——

開催概要

埼玉県立文書館 令和7年度企画展

戦国乱世の終焉と泰平の世

—豊臣軍がやってきた！ヤアヤアヤア！—

会期：令和8年(2026)1月31日(土)～4月26日(日)

会場：埼玉県立文書館 展示室

主催：埼玉県立文書館

いあいさつ

天正18年(1590)、関東に権勢を誇った小田原北条氏は、豊臣秀吉の攻撃を受けて滅亡しました。小田原落城後、徳川家康の江戸入城によって関東は新たな時代を迎えます。

本展覧会では、戦国時代末から江戸時代初期の埼玉県地域を取り巻く情勢を収蔵資料から紹介します。

今年各地で豊臣秀吉に関わる展覧会が予定されています。当館の企画展は、ほぼ収蔵資料によって構成されています。本展覧会には有名な肖像画も、鎧や兜もありません。限られた収蔵資料から、中近世移行期の埼玉県地域の状況を読み解き、それを日本史の中で相対化することを本展覧会の目的とします。

なお、今回の展示資料は、会期終了後、2階閲覧室で皆様にご覧いただけます。本展覧会が、皆様にとって地域の史資料に触れるきっかけとなることを願っています。

令和8年1月31日

埼玉県立文書館

戦国乱世の終焉と泰平の世

目次

ごあいさつ	3
目次	5
凡例	6
はじめに―信長と秀吉―	7
1. 統一政権と武蔵国	9
2. 秀吉の小田原攻め	17
3. 家康の関東入部	23
4. 江戸開幕	31
おわりに―史実と偶像―	35
特集展示 城絵図の世界	40
資料解説	45
参考文献	65
展示資料一覧	67

凡例

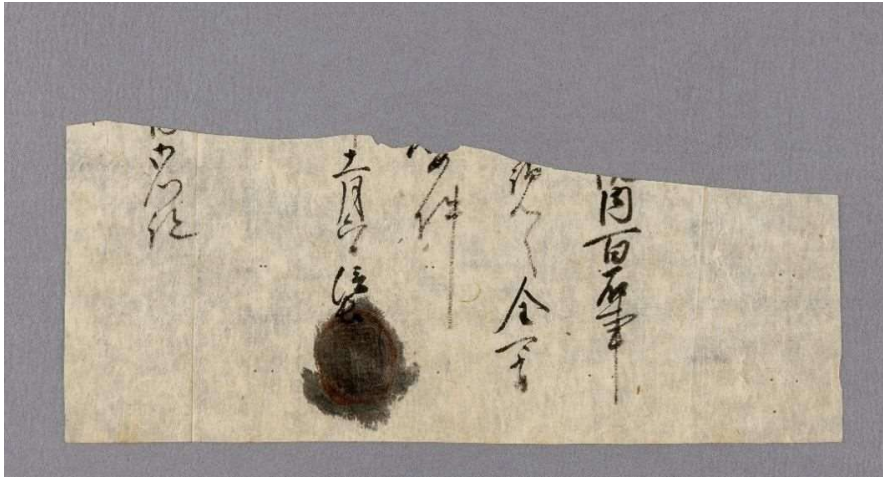
- 一 本書は令和7年(2026)1月31日から4月26日まで、埼玉県立文書館で開催される企画展「戦国乱世の終焉と泰平の世―豊臣軍がやってきた! ヤアヤアヤア!―」の展示図録である。
 - 一 図録の資料番号は、展示番号及び展示順と必ずしも一致しない。巻末の展示資料一覧に図録資料番号を付記した。また、展示スペースの都合上、展示できなかった資料の一部を【参考】として収録した。
 - 一 会期中に一部展示替えを行うため、図録に掲載した資料が会場に展示していない場合がある。
 - 一 資料名称の頭に付した記号は、◎埼玉県指定文化財、○市町村指定文化財を示す。
 - 一 資料名称・年代等は、近年の研究動向等を踏まえ修正したため、当館の収蔵資料検索システム搭載の目録と異なる場合がある。
 - 一 資料解説の表記は、資料番号、指定状況、文書名、文書群名、員数、形状、作成年代の順に記した。
 - 一 年代については、原則的に資料中の表記を用いている。
 - 一 資料に応じて釈文を付した。その際に、表記は原則として常用漢字に統一し、適宜句点・並列点・改行を付した。
 - 一 豊臣秀吉の実名は、年代によって木下藤吉郎、羽柴秀吉、豊臣秀吉と変遷するが、本書においては混乱を避けるため「豊臣秀吉」で統一した。他の人物についても同様とした。
 - 一 本展覧会は、青木裕美(当館学芸員)が企画・計画し、伊藤由佳(同)が補佐した。本図録の企画・編集は青木裕美が担当した。展示パネル・キャプション及び本書の資料解説の執筆分担は次の通りである。
- はじめ―信長と秀吉―/1. 統一政権と武蔵国 / 2. 秀吉の小田原攻め /
- 3. 家康の関東入部 / おわりに―史実と偶像―
 - 青木 裕美
 - 4. 江戸開幕
 - 伊藤 由佳
- 特集展示 城絵図の世界
- 村田 駿 (令和7年度当館学芸員)

はじめに

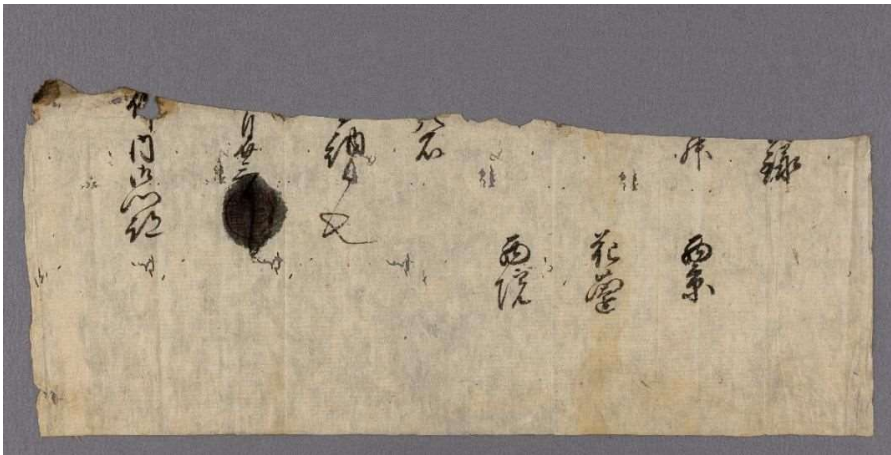
— 信長と秀吉 —

戦国大名が割拠し、国衆らが戦乱をくり広げた戦国時代後期において、天下統一の途を進む織田信長の勢力は、武蔵国を含む関東にも及びました。この統一事業は、信長の死後、豊臣秀吉に引き継がれることとなります。

本展覧会の導入として、西角井家文書の諸国寺社朱印状のうち、同じ寺院(山城国愛宕郡曼殊院)に宛てられた信長と秀吉の発給文書を紹介します。



1. 「天下布武」が見える…かなあ？
○織田信長朱印状(断簡)
〔西角井家文書 6438〕

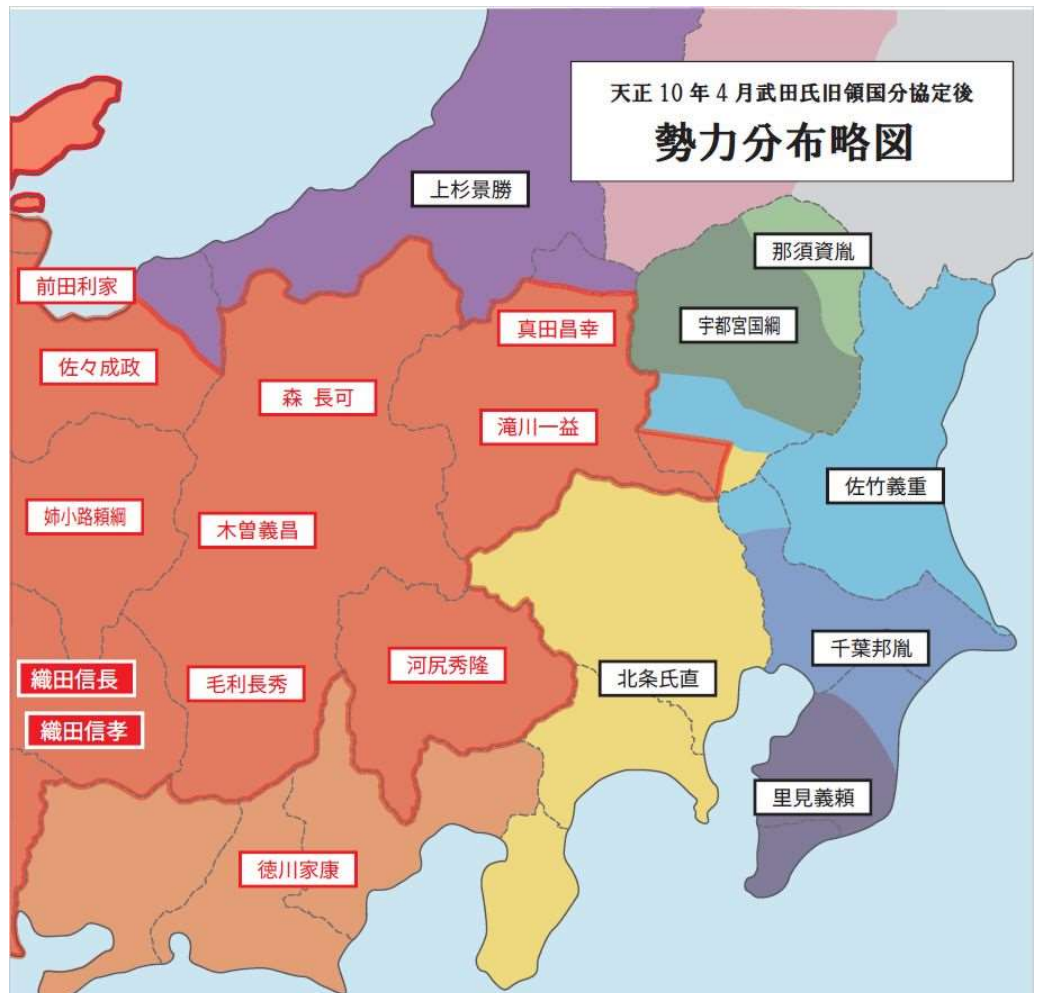


2. 大高檀紙って大きいよね
○豊臣秀吉朱印状(断簡)
〔西角井家文書 6439〕

第一章

統一政権と武蔵国

天正10年(1582)、織田信長によって甲斐武田氏が滅亡します。これに伴い、武田氏旧領の国分協定が行われました。武蔵国は小田原北条氏の領国として確定したものの、隣接する上野国(群馬県)、信濃国(長野県)、甲斐国(山梨県)は織田領国となり、これによって武蔵国北部は北条氏と織田氏の権力の境目となりました。この国分は、本能寺の変による信長の急逝で幕を閉じます。本章では、天下統一が進められていく情勢の中に、武蔵国の動向を位置づけます。



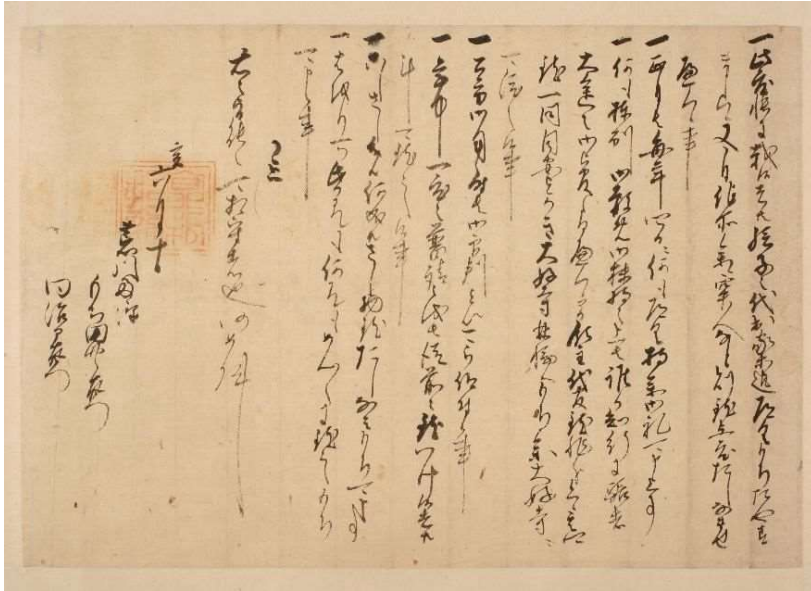
北条領国としての武蔵国

天正2年（1574）の羽生・関宿落城、同6年の上杉謙信の死を経て、小田原北条氏の武蔵国支配はより強固となり、その範囲を拡大していきます。しかし、東には北条氏に対立する佐竹・宇都宮氏ら反北条勢力が連合し、その領域を保持しようとしていました。

両勢力が激突した最大の戦いが、沼尻合戦（栃木県）です。この戦いは、反北条勢力が豊臣秀吉と、北条氏は徳川家康・織田信雄（織田信長二男）と連携し、両者が対立した小牧・長久手の戦い（愛知県）と同時に展開しました。

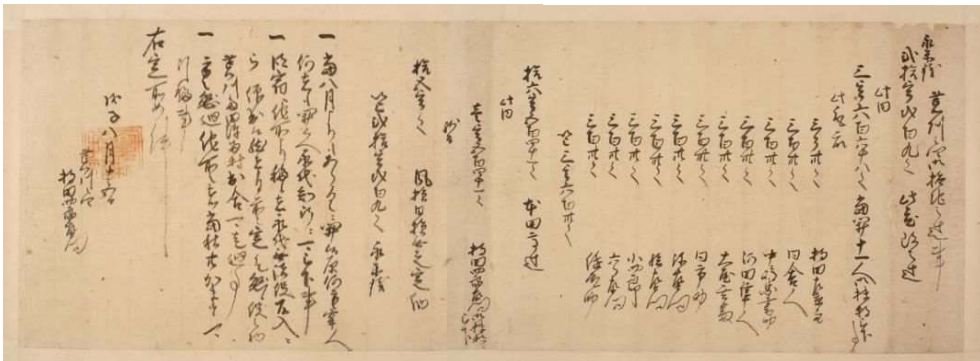
3. 半農“地域密着系”武士 ◎北条氏邦朱印状

〔持田（英家）文書5〕



4. 戦国時代の検地は自己申告制 北条氏邦検地書出

〔持田（英家）文書6〕



1. 統一政権と武蔵国

5. 北条と反北条のあいだ
北条と反北条のあいだ
5. 北条氏政書状

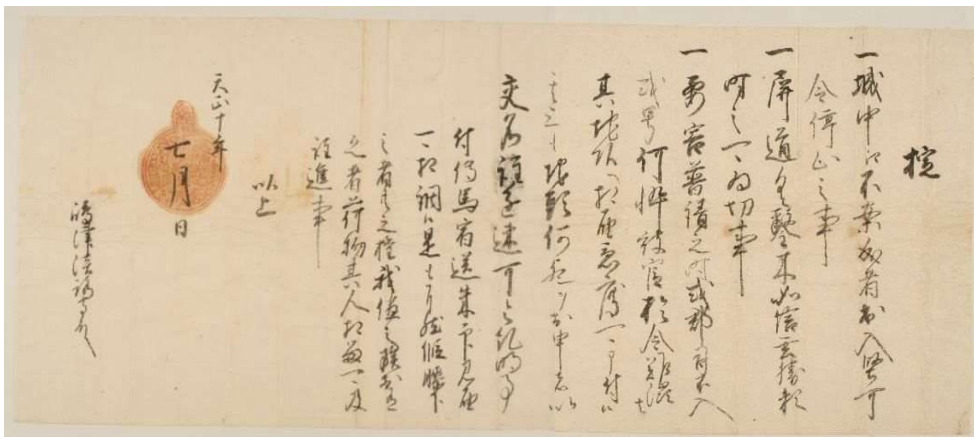


〔根岸浩太郎家文書3〕

天正壬午の乱

天正10年(1582)6月2日、本能寺の変が起こると、信長急逝の報は瞬く間に関東にも広がりました。それまで織田政権の勢力を前に従属の意を示していた小田原北条氏は、真つ先に動きを見せません。旧領の回復を目指す北条氏は、同月18・19日に神流川合戦(上里町周辺)で織田家重臣瀧川一益を破ると、敗走する一益を追いつき、そのまま信濃国(長野県)に侵入します。そこで、武田氏旧領をめぐって、越後上杉氏や徳川氏と抗争を繰り広げることとなりました(天正壬午の乱)。

6. 長沼城で守るべきこと
6. 上杉景勝提書



〔島津家(米沢藩)上杉家家中文書27〕

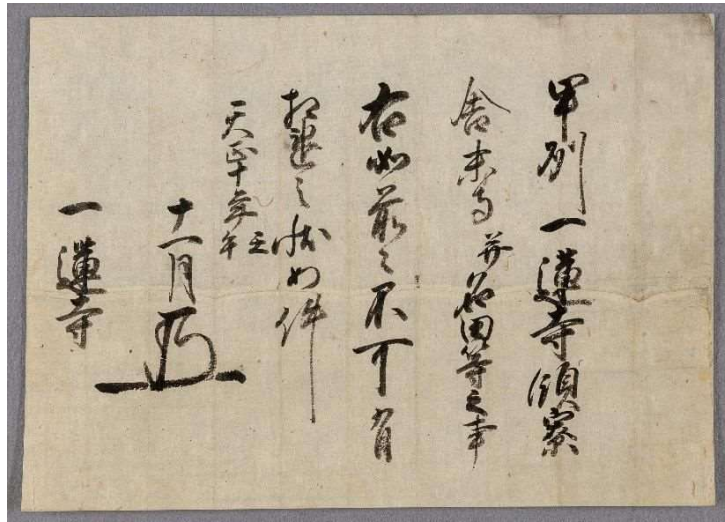
7. 北条と徳川のあいだ
北条家朱印状

〔根岸浩太郎家文書〕



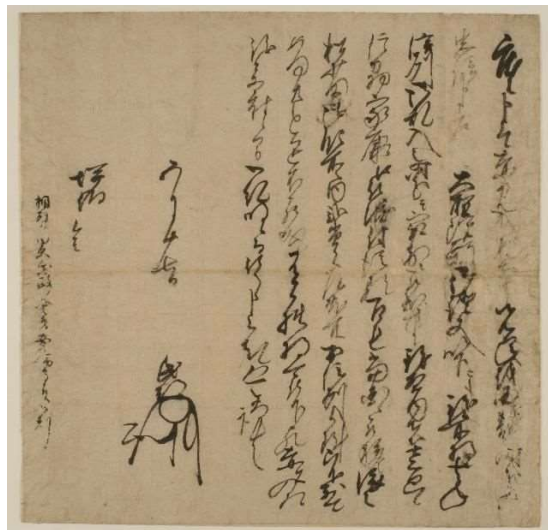
甲州、徳川領になりました
【参考1】○徳川家康判物

〔西角井家文書 6584〕



赤見入道をよろしく
8. ◎北条氏邦書状

〔小室家文書 5700〕



1. 統一政権と武蔵国

秀吉の中国・九州平定

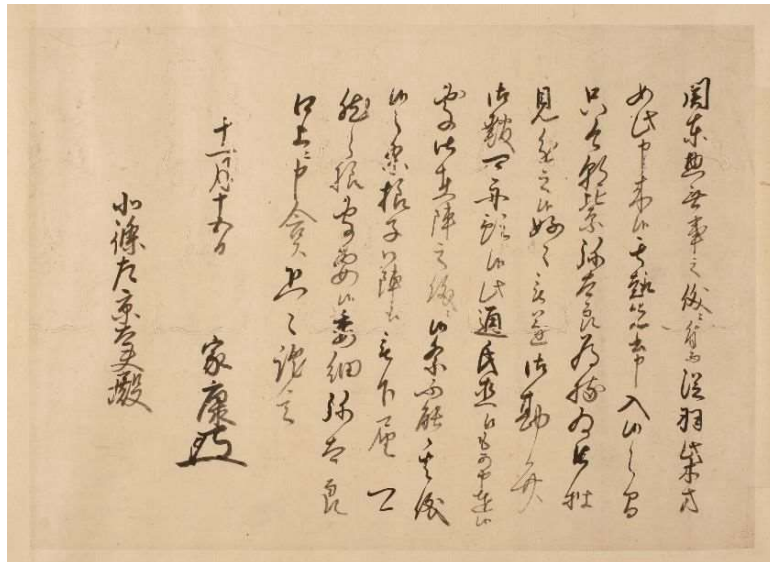
秀吉は、天正5年(1577)から信長の命を受け中国平定に当たりました。同年本能寺の変が起こると、毛利氏と和睦を結び、軍勢を京へと取って返します。明智光秀を破り、さらに信長亡き後の勢力争いに勝利したことにより、政権を確立していきます。

この頃、戦国大名の抗争下にあった九州でも、秀吉は統一戦を進めます。天正15年、島津氏の降伏により、九州国分が行われました。この在陣中に有名な伴天連追放令も発せられています。西国を平定した秀吉の眼は、関東へ向きます。

私戦を停止せよ

9. 徳川家康書状(写)

〔持田(英)家文書23〕



秀吉の中国大返し

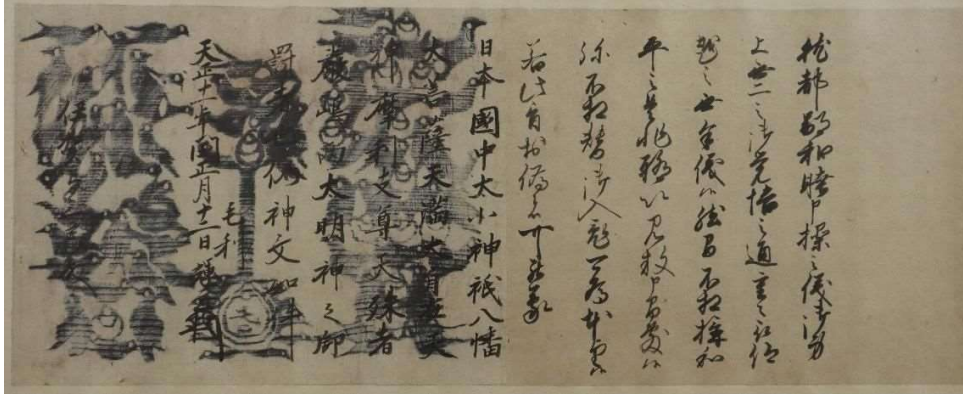
【参考2】毛利輝元・吉川元春・小早川隆景
連署起請文
〔井原家(萩藩毛利家家中)文書85-3〕



秀吉の中国大返し

【参考3】毛利輝元起請文

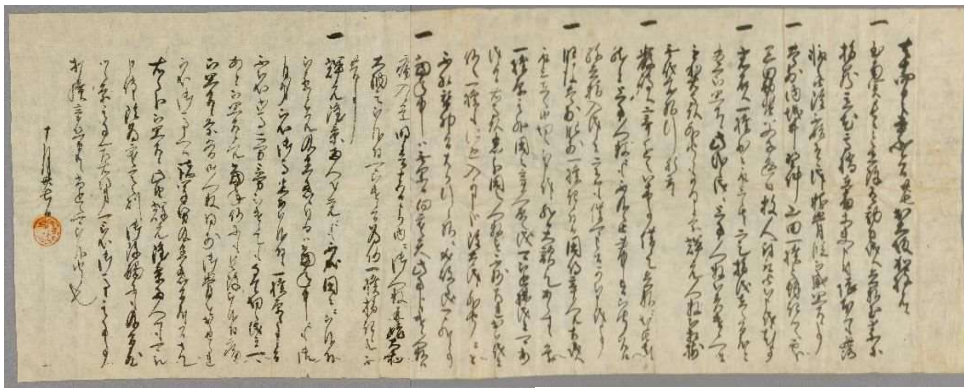
〔井原家萩藩毛利家家中〕文書85-4〕



九州平定…しきれていません

10・豊臣秀吉朱印状

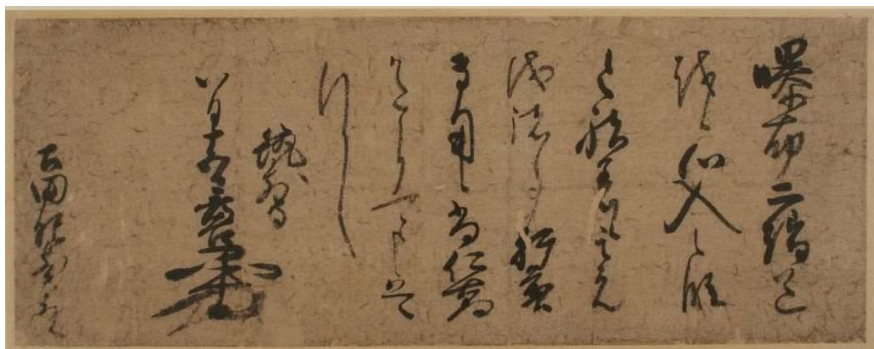
〔井原家萩藩毛利家家中〕文書1〕



贈り物をありがとう

11・豊臣秀吉書状

〔根岸浩太郎家文書2〕



1. 統一政権と武蔵国

秀吉、黒船に乗って大坂凱旋?!
幕末に描かれた錦絵
12. ◎「太閤秀吉黒船大坂凱征之図」

〔小室家文書
6369
16〕



戦国乱世の終焉と泰平の世

第二章

秀吉の小田原攻め

天正18年(1590)、豊臣秀吉は北条氏の本拠小田原城(神奈川県)を攻めました。日本海側から前田利家・上杉景勝らの北方軍が碓氷峠を越えて関東に侵攻する一方、小田原城を包囲した主軍から編成された浅野長吉・木村常陸介、そして石田三成らの軍勢が武蔵国を席卷します。北条氏の支城主や国衆たちは小田原に籠城し、地元に残された一族や家臣が豊臣軍の攻撃に備えました。本章では、戦禍にさらされた武蔵国の情勢と、豊臣政権による戦後処理の様子を収蔵資料から読み解きます。

天正17年12月～天正18年8月

豊臣秀吉禁制分布図

※本地図は、国土地理院地理院地図の赤色立体地図及び淡色地図をもとに『豊臣秀吉文書集』四(名古屋市博物館編、吉川弘文館、2018)掲載の豊臣秀吉禁制のうち、発給先が推定できる221件の位置を●で示したものです。



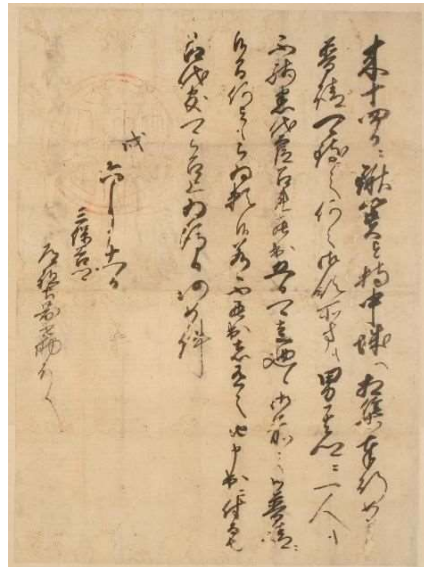
秀吉と小田原北条氏

天正13年(1585)、豊臣秀吉が関白に任命されると、次第に各地の戦国大名は上洛して秀吉へ服属の意を示すようになりまし。同15年、秀吉は、関東惣無事を実現するよう徳川家康に命じ、天下統一の実現を目指します。

しかしながら、小田原北条氏は、これを良しとせず、秀吉との軍事対立に備えた臨戦態勢に入りました。度重なる秀吉の上洛要請にも応じず、同17年、北条家臣猪俣邦憲が真田氏の拠点名胡桃城(群馬県)を奪取したことにより、秀吉による北条氏攻めは決定的となります。

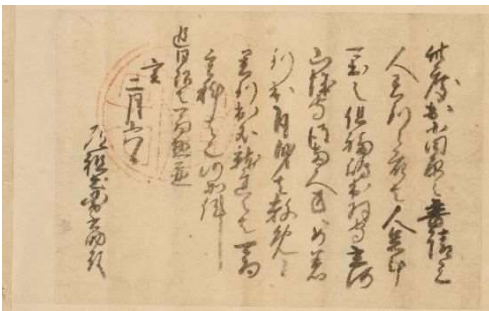
豊臣軍がやってくる?!?!

13・◎北条氏房朱印状〔道祖土家文書16〕



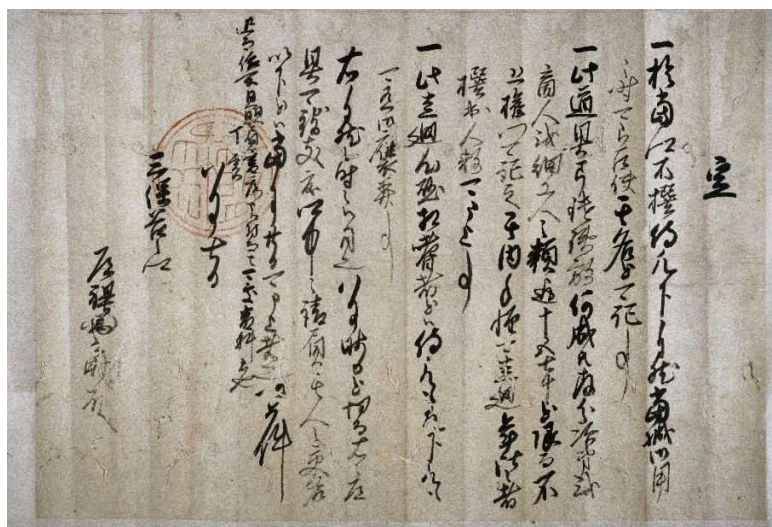
豊臣軍がやってくる?!?!

14・◎北条氏房朱印状〔道祖土家文書17〕



豊臣軍がやってくる?!?!

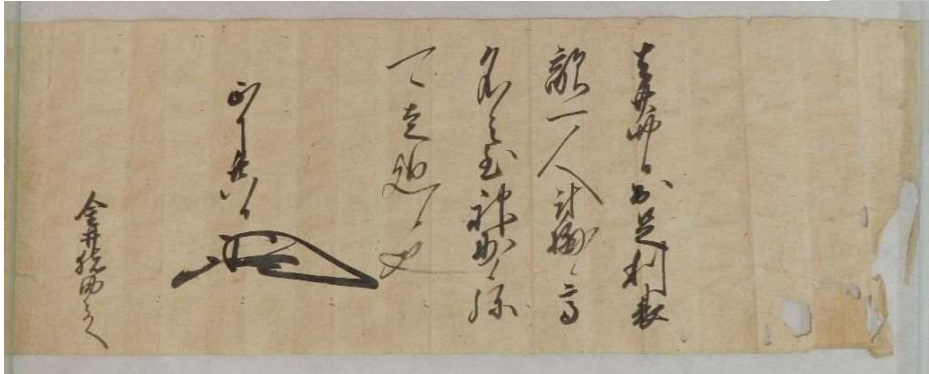
15・◎北条氏房朱印状〔道祖土家文書18〕



2. 秀吉の小田原攻め



16・北条氏直感状



〔金井家文書2〕

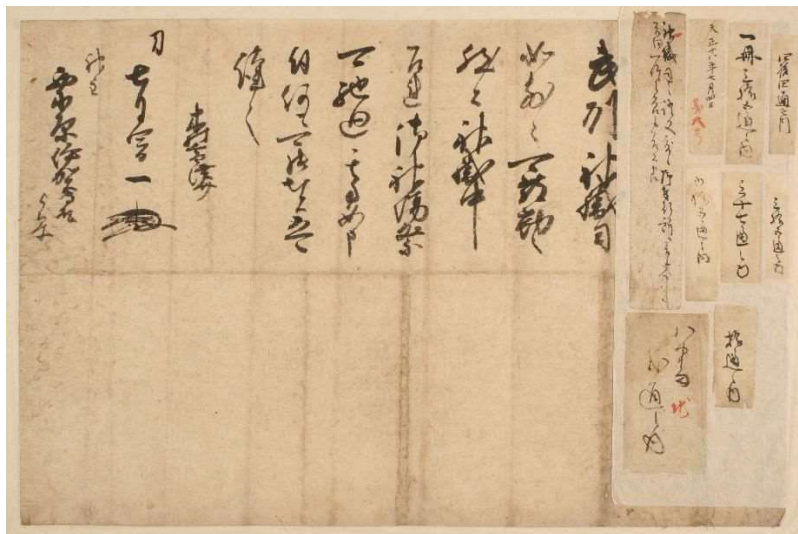
豊臣軍がやってきた!!!

17・○浅野長吉・木村常陸介連署禁制
(前欠) 〔北野天神社文書 1956〕



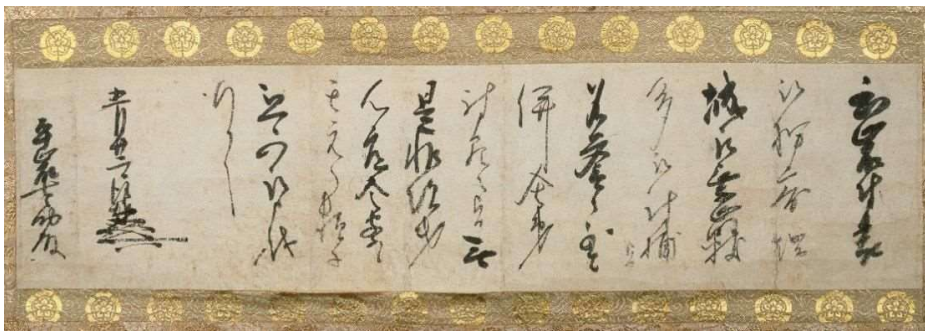
神職司として働くように

18・○木村常陸介書状 〔北野天神社文書 1957〕

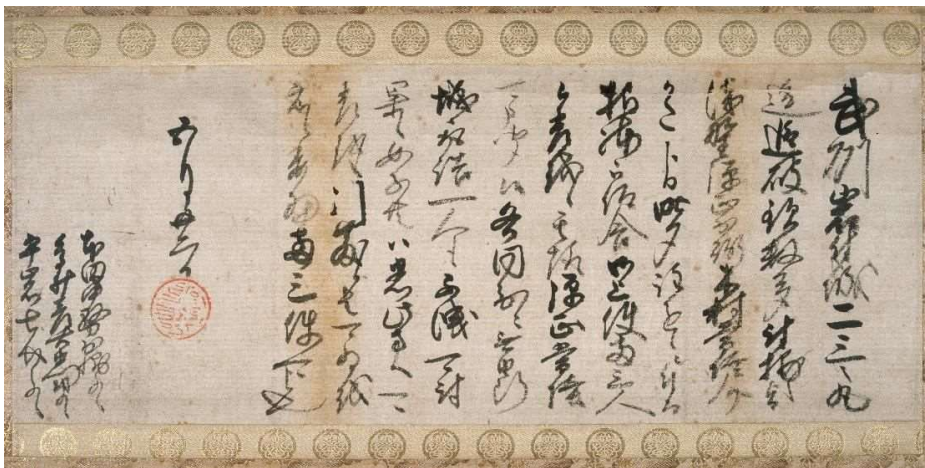




19・○前田利家黒印状
 神職司として働くように(ダブリ)
 〔北野天神社文書 1958〕



20・◎織田信雄書状
 豊臣軍がやってきた!
 〔埼玉県立文書館収集文書(平岩文書1)〕

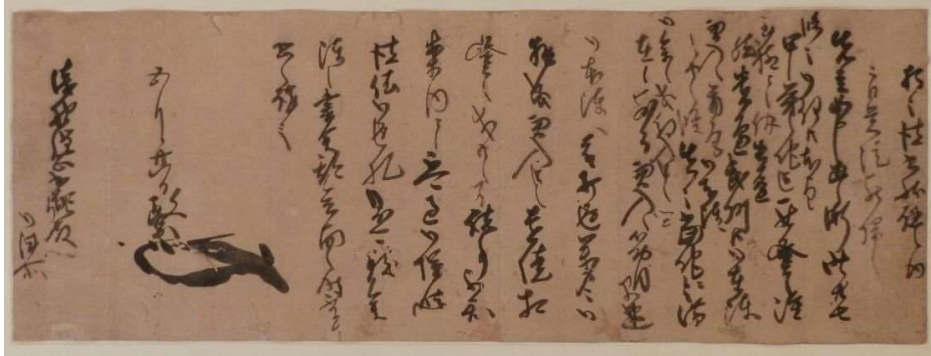


21・◎豊臣秀吉朱印状
 一切の容赦なく一人の漏れなく悉く
 〔埼玉県立文書館収集文書(平岩文書2)〕

2. 秀吉の小田原攻め

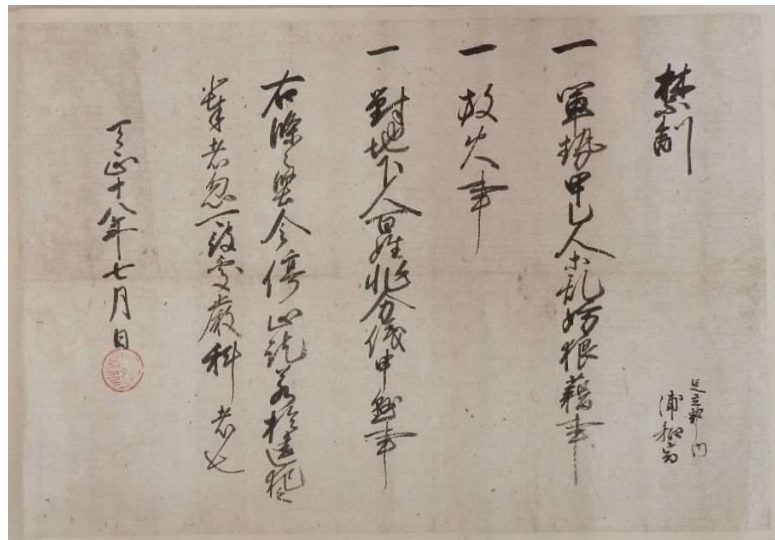
早く秀吉への取次を
22・○伊達政宗書状

〔杉浦家(伊奈家家臣)文書182〕



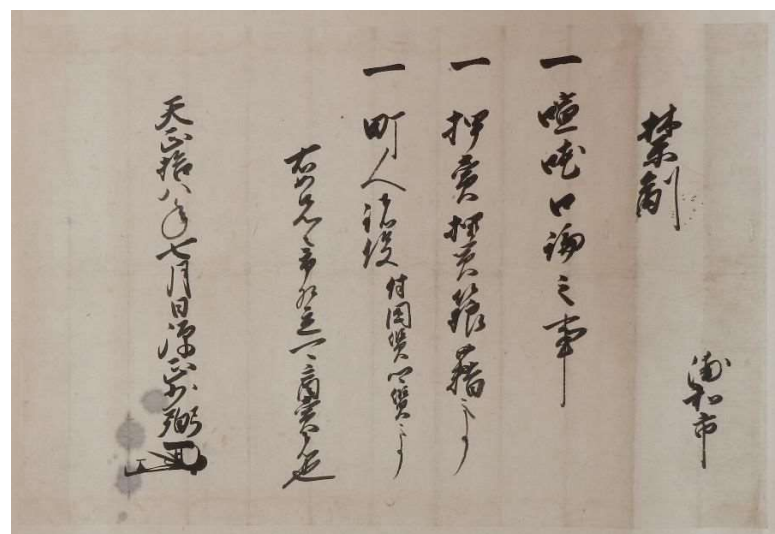
豊臣軍がやってきた!!!
23・○豊臣秀吉禁制

〔浦和宿本陣文書2〕



浦和の市宿に宛てた禁制
24・○浅野長吉禁制

〔浦和宿本陣文書3〕



戦国乱世の終焉と泰平の世

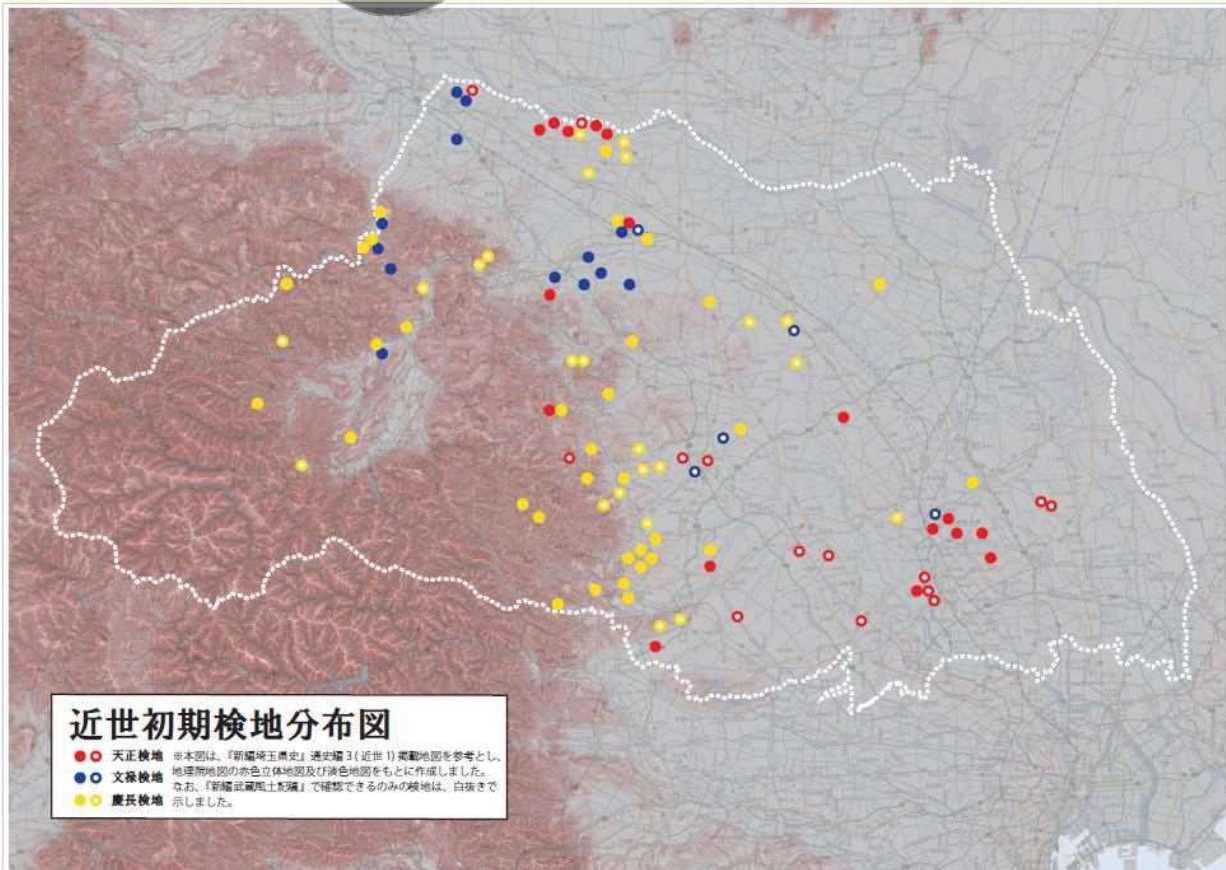


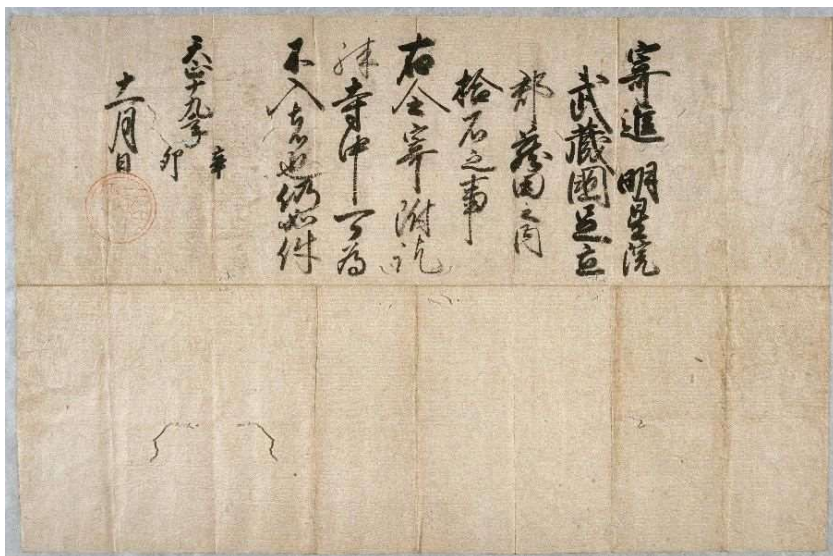
第二章

家康の関東入部

天正18年(1590)7月5日、小田原城は落城しました。北条氏の滅亡後、豊臣秀吉の命によって三河国(愛知県)から徳川家康が関東に入部します。これによって、関東の戦国乱世は終焉を迎えることとなります。家康は、それまでの社会構造を踏襲しつつ、新たな支配体制を構築していきます。

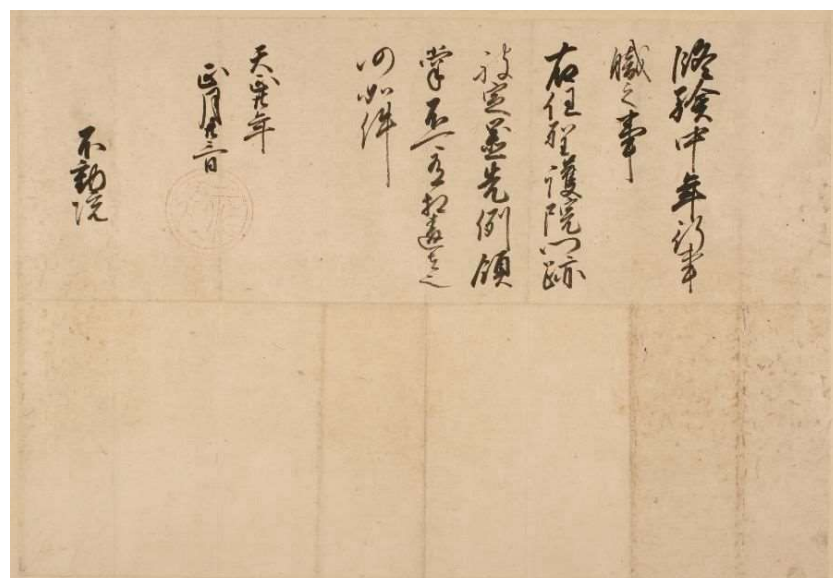
本章では、豊臣政権の動向と、“豊臣大名”としての家康による武蔵国を中心とした関東支配、特に既得権利の保障や検地などに焦点を当てます。





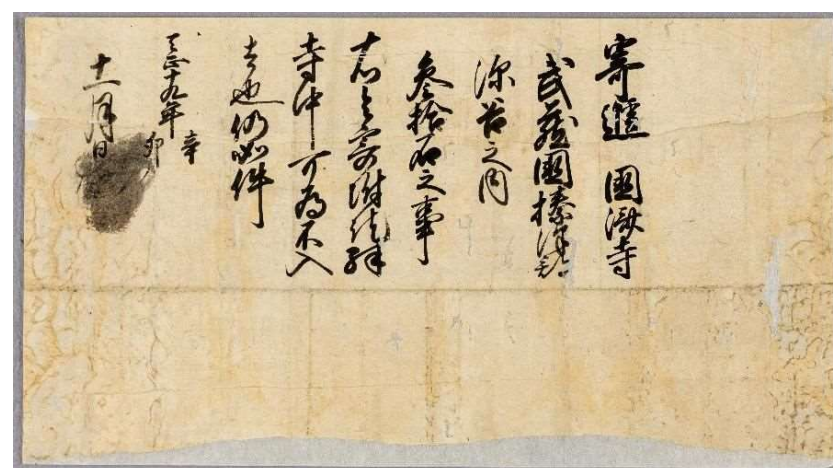
お引越しのお祝い返し?は...
25・◎徳川家康朱印状

〔明星院文書9〕



26・◎徳川家康朱印状

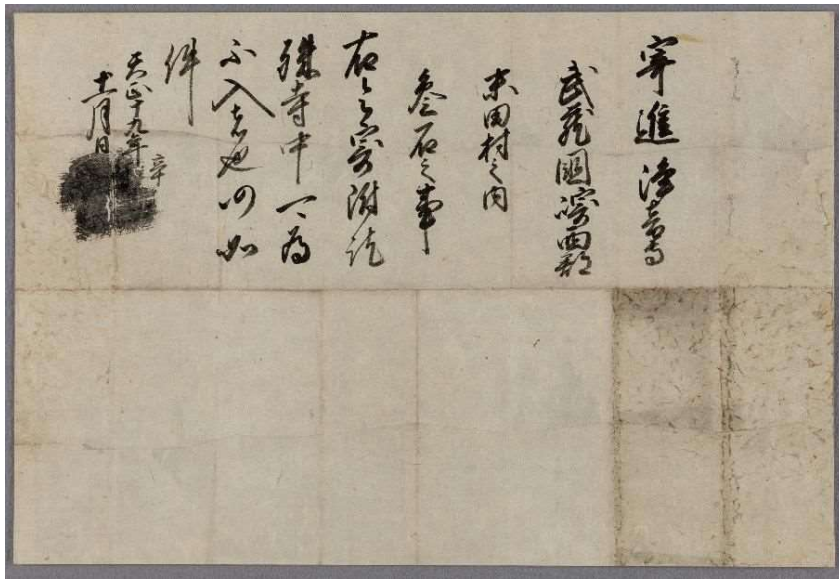
〔金子家(旧不動院)文書3〕



27・○徳川家康朱印状

〔西角井家文書 6084〕

3. 家康の関東入部



28・○徳川家康朱印状

〔西角井家文書 6102〕

武蔵国の太閤検地

天正19年(1591)、豊臣秀吉は、朝廷に献上する名目で、全国の大名に「御前帳」(石高をまとめた帳簿)の提出を命じました。ここから始まる太閤検地は、豊臣秀吉とその子飼いの大名が統一基準で行ったほかに、秀吉に従属した大名が独自の方法で行ったものもあります。埼玉県地域を含む関東での検地は後者に相当し、徳川家康が実施しました。

家康は、秀吉の手法に抛りつつ、三河国(愛知県)などの旧領で行った五ヶ国総検地における独自の方法を取り入れて検地を実施しています。

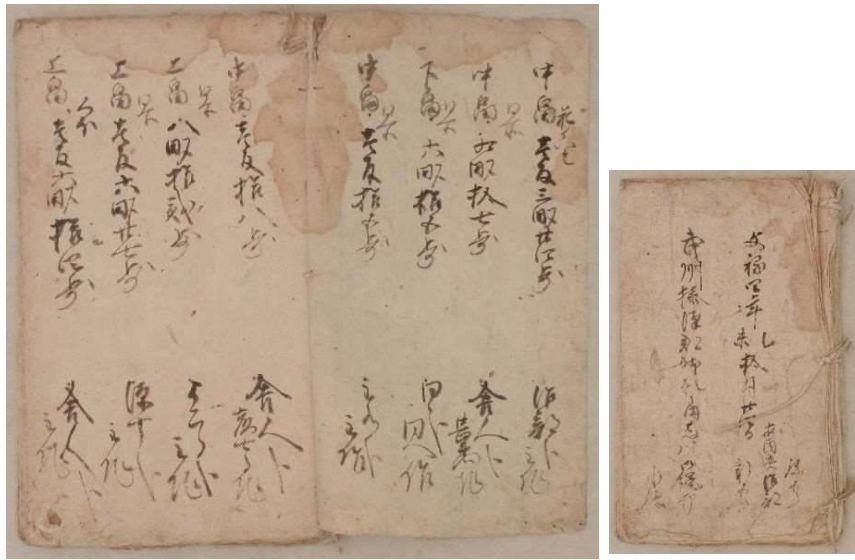


天正検地
29・○武州足立郡柴岡郷内三室村御繩打水帳
〔武笠(神主)家文書 304〕

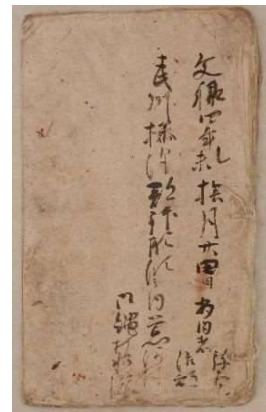


文禄検地

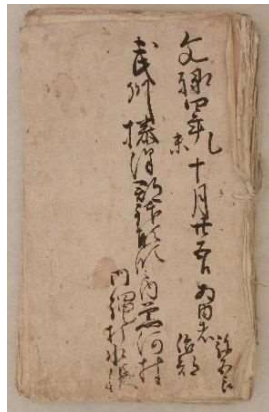
30・◎武州榛沢郡鉢形領之内荒川御繩打水帳
〔持田英家文書24〕



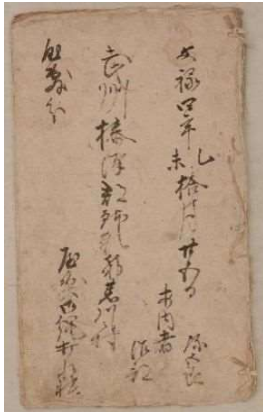
◎武州榛沢郡鉢形領之内荒河村御繩打水帳
〔持田(英)家25〕



◎武州榛沢郡鉢形領之内荒河村御繩打水帳
〔持田(英)家26〕

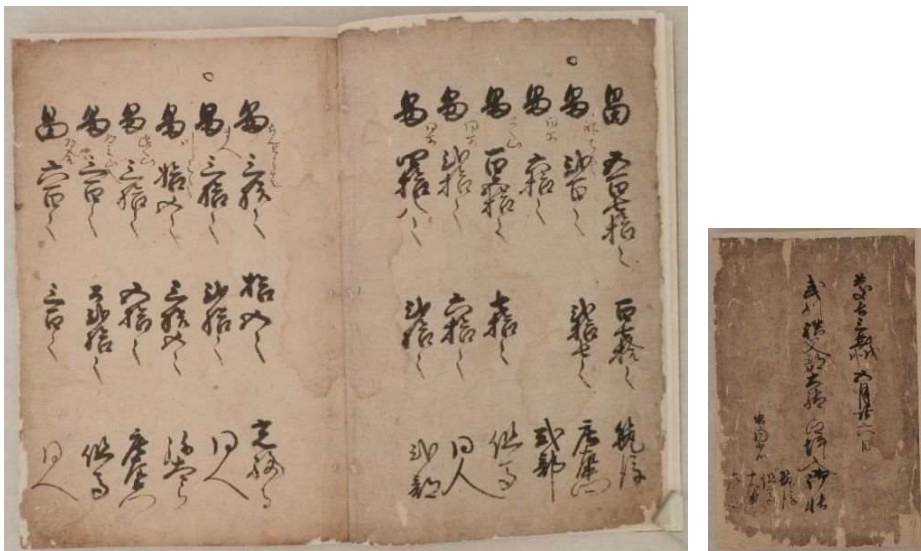


◎武州榛沢郡鉢形筋荒川之村屋敷御繩打水帳
〔持田(英)家27〕

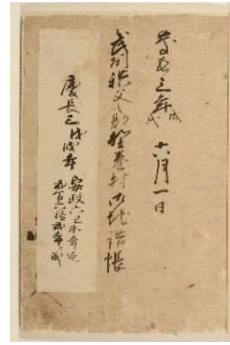


慶長検地

31・武州秩父郡大駄之郷坪入御帳
〔埼玉県立文書館収集文書4〕



3. 家康の関東入部

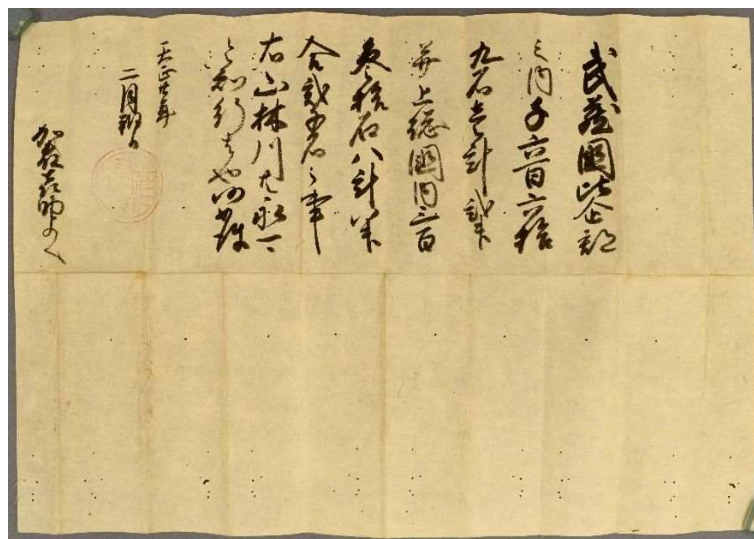


慶長検地
32・◎武州秩父郡野卷村御地詰帳
〔逸見家文書11〕

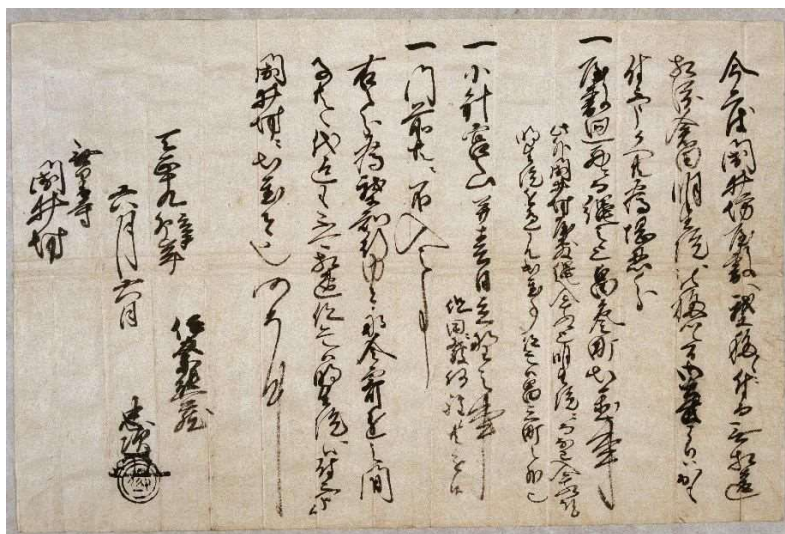
関ヶ原の戦と武蔵国

慶長2年(1598)8月に豊臣秀吉が死去すると、政権内部の対立が表面化します。同5年、会津(福島県)に転封された上杉景勝征討の途上にあつた徳川家康は、小山(栃木県)の陣営で石田三成蜂起の報に触れ、大坂に軍を向けました。同5年9月15日、美濃国関ヶ原盆地(岐阜県)において、家康率いる東軍10万と、三成率いる8万の西軍が決戦に及びました(関ヶ原の戦)。合戦後、家康に従つた関東の諸将は加増を受けるとともに、諸城の整備が行われるなど、新たな支配体制の構築が進められていきました。

三河以来の旗本です
33・徳川家康朱印状

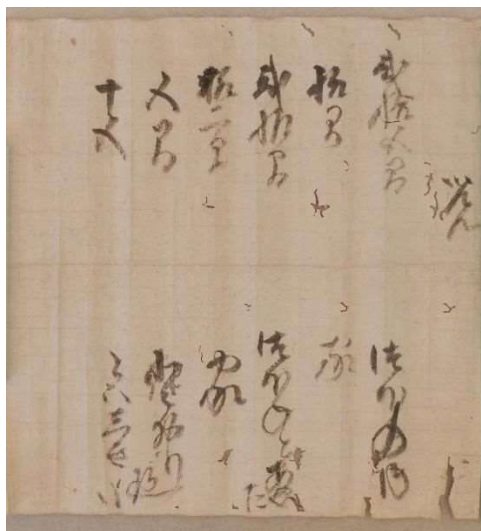


〔加藤家(旗本)文書1〕



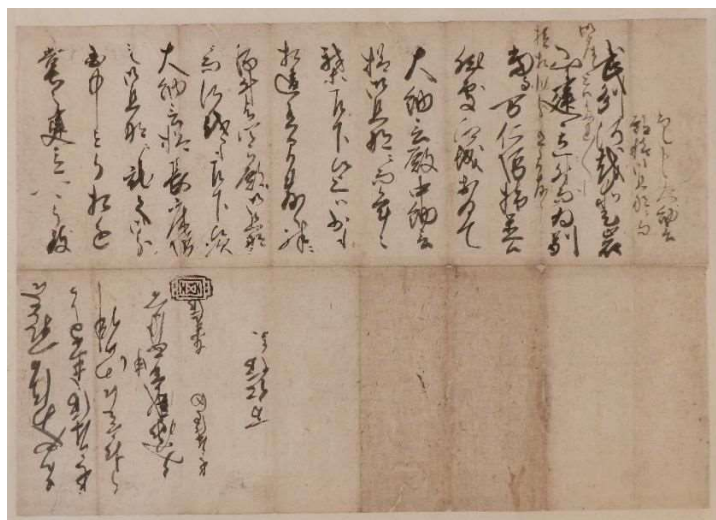
34・◎伊奈忠次手形
治水・開発の拠点を築く

〔明星院文書8〕



35・○屋敷坪割書
1間||約1.81メートル

〔杉浦家(伊奈家家臣)文書26〕



36・東光坊証状
信仰する人びと

〔市川家(旧万人坊)文書2〕

3. 家康の関東入部



天下分け目の……！
37・◎「関ヶ原合戦両軍配置図」
〔小室家文書 4684〕

戦国乱世の終焉と泰平の世

第四章

江戸開幕

慶長8年(1603)、徳川家康は征夷大將軍に任じられます。正式に全国を統治する権利を獲得し、ここに江戸幕府が誕生しました。その後、將軍職は2代秀忠、3代家光へと世襲されました。関ヶ原の戦や大坂の陣を経て、政權は徳川家が担うことが世に示されたのです。

本章では、“天下人”となった徳川將軍家が、新たな秩序の構築をすすめ、戦乱のない“泰平の世”の基盤を整えていった過程を紹介します。

徳川政権と武蔵国

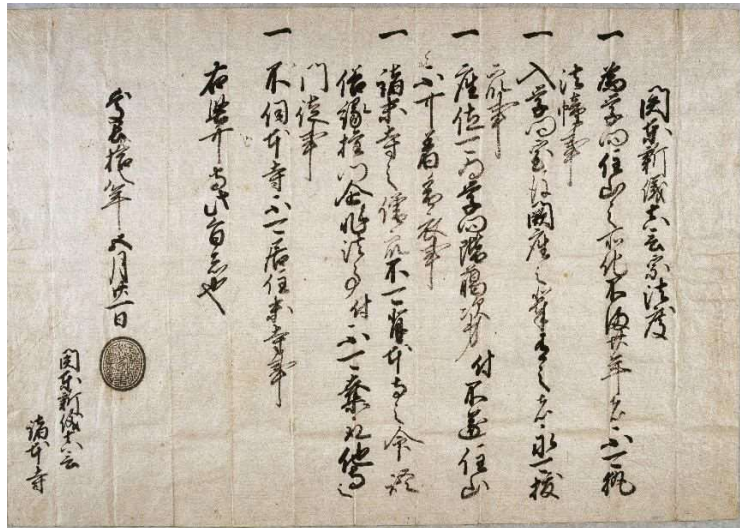
関ヶ原の戦後、家康は、関東領国下の上級家臣を大名として、新たに獲得した城地へ移しました。武蔵国からの転出は顕著で、その跡地は幕府直轄領や旗本領として再編されました。幕府直轄領は、家康の関東入国直後から関東の農政や地方支配にあたった代官伊奈忠次らによる検地・治水・新田開発等を通じて、整備が進められました。

また、再編の結果、現在の埼玉県域に残された、川越・忍・岩槻の三城には、譜代大名が主として配され、幕政を支える拠点として機能していききました。

決まりを守って活動してね

38・◎関東新義真言宗法度

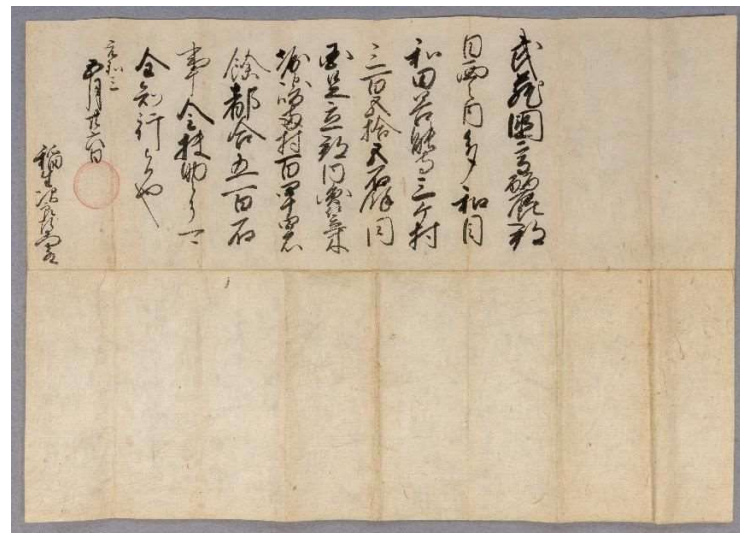
〔明星院文書10〕



知行地の権利を認めます

39・◎徳川秀忠朱印状

〔稲生家文書1290〕





土地の把握は確実に
43・武州河越領高萩村御検地水帳

〔飯島徳蔵氏収集文書 260〕

おわりに

史実と偶像

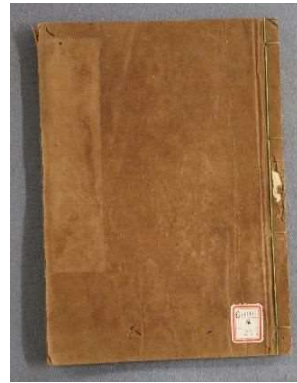
現代に至るまでの歴史の流れの中で、歴史上の人物は時に神格化され、また時に英雄視されました。それは、各時代の為政者の意図や社会的背景によるところが大きくありました。

ここでは、近世以降に豊臣秀吉を取り上げた資料を紹介します。本展覧会の内容と照らし合わせることで、資料から得られる史実と脚色された偶像の違いを見つめ直していただければ幸いです。

草履あたためました

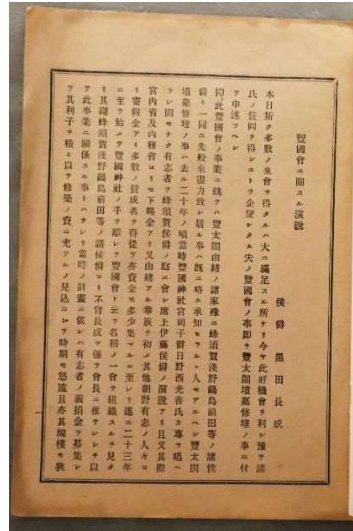
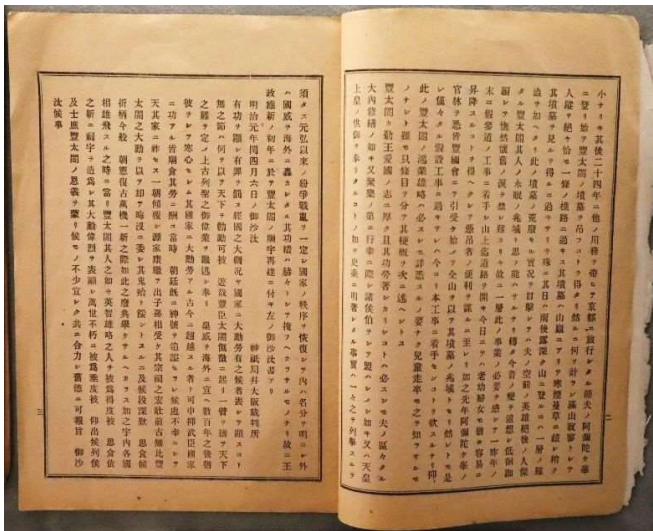
41・「絵本太閤記 初篇」

〔東家文書 271～274〕



明治時代の秀吉ブーム

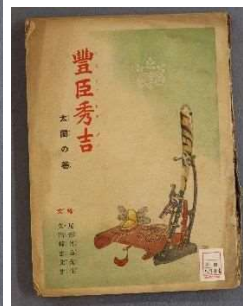
〔加藤家文書 2116〕



立身出世の物語

43・講談社の絵本「豊臣秀吉」

〔川田氏収集文書 5394〕





44・豊臣秀吉『幼年倶楽部』第十卷第九号
附録
〔古沢家文書 2420-1〕



45・豊臣秀吉『少年倶楽部』第二十四卷第一号 附録
〔古沢家文書 2420-10〕

特集展示 城絵図の世界

豊臣秀吉が攻めた武蔵国の城は、史跡や城絵図として遺されています。

城絵図は曲輪の配置、周辺の地形などを描いた絵図で、特に近世の城下町を詳述したものを城下絵図などといいます。その他にも、航空写真を見ると現代の地形や、町割りの中に城跡が潜んでいることがわかります。これらの城絵図や地形を眺めて、戦国乱世を想像するのは、幕末や明治の好古家も同じだったようです。

城絵図と航空写真を眺めて戦国時代に思いをはせてみましょう。

49.武蔵鉢形城絵図〔新田家文書 1〕

鉢形城跡

鉢形城は、荒川が秩父山地から平野部へ出て、深沢川と合流した切り立った崖の上に築かれた山城です。荒川の水運や、鎌倉街道上道、秩父往還などを押さえる交通の要衝でもありました。

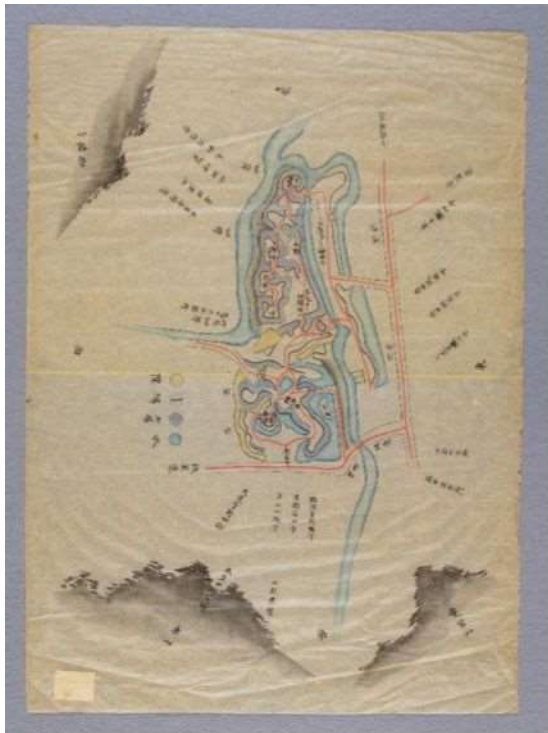
天正18年(1590)の豊臣軍の侵攻に際して、城主北条氏邦は、浅野長吉・木村常陸介・上杉景勝・前田利家らに攻められ、一か月に及ぶ籠城を経て開城しました。

文書館に遺された資料からは、後世までも秩父や寄居地域の人々が氏邦を慕う様子がうかがわれます。

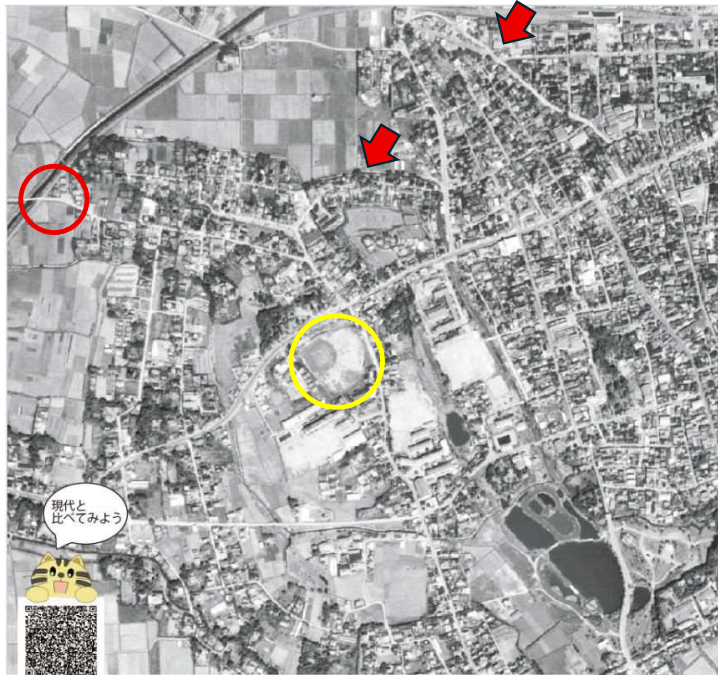


53. 昭和41年の鉢形城跡付近(部分)

〔埼玉県航空写真S41 A-7-1〕



50・51. ◎鉢形城縄張り図〔小室家文書 6457・6459〕



忍城跡

忍城は、利根川と荒川に挟まれた平坦な沖積地の、四方を沼地で囲んだ湿地帯に築かれた平城です。城の土地は、沼地を埋め立てて形成され、発掘調査では竹を筏状に組んだもので地盤補強をしていたことが分かっています。

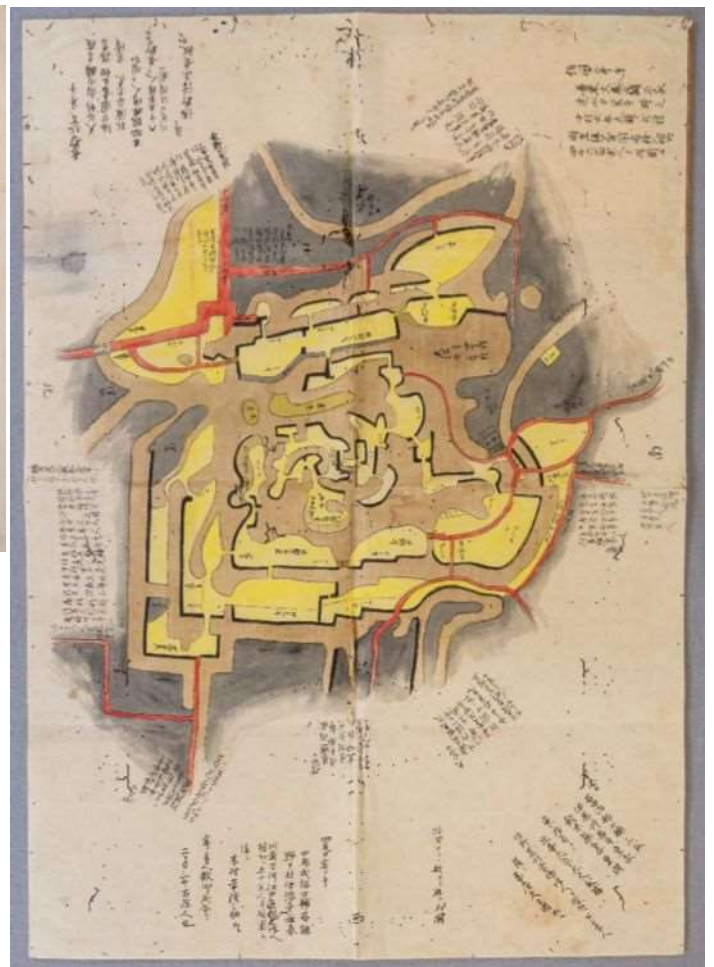
豊臣秀吉は、天正18年(1590)に侵攻した石田三成らに、大規模な大堤を作つての水攻めを敢行させています。

忍城については、幕末から明治にかけて活躍した旧忍藩士の漢学者清水雪翁が多くの考察を残しています。

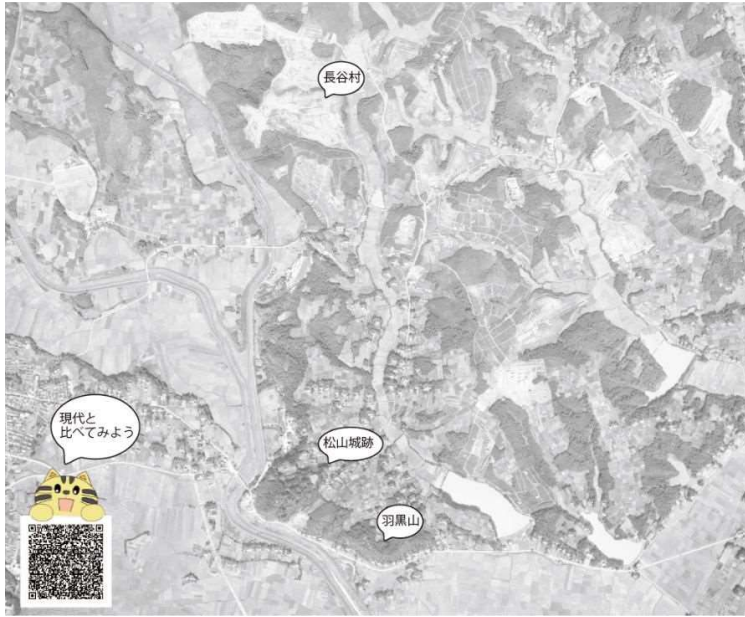
56. 昭和41年の忍城跡付近(部分)
[埼玉県航空写真S41 A-7-14]



55. ©武州忍城図(写)[小室家文書 741]



54. 忍城絵図[中村(宏)家文書 282]



松山城跡

松山城は、比企丘陵の東端突端部に位置し、南側を市野川に囲まれた天然の要害に築かれた平山城です。

天正18年(1590)の豊臣軍の侵攻の際は、小田原北条氏配下の城として、前田利家・上杉景勝の大軍に包囲され落城しました。

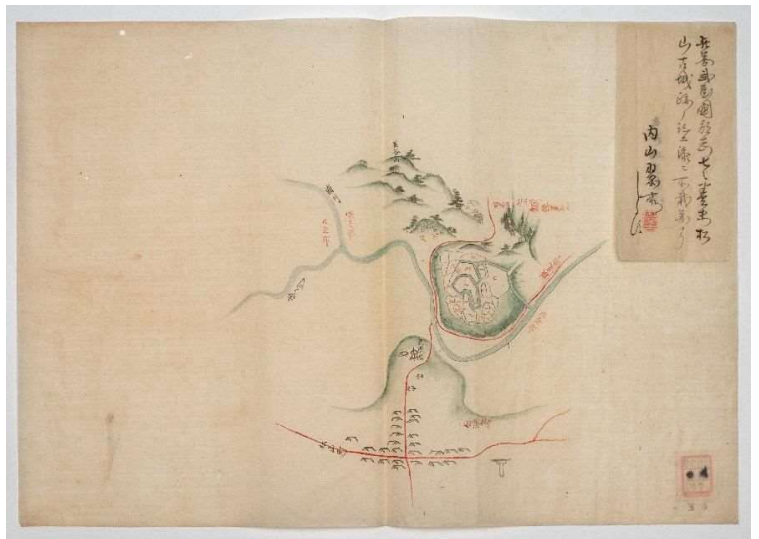
幕末から明治時代に横見郡久米田村(吉見町)の名主・戸長を務めた好古家の内山作信のまとまった研究成果があり、『松山城蹟略考』(小室家文書2892)が著されています。

60. 昭和41年の松山城跡付近(部分)

[埼玉県航空写真S41 A-10-12]



57. 古城跡近傍図(松山城)(写)[小室家文書747]



58. 松山城蹟図(写)[小室家文書740]



59. 松山城跡本丸全図(写)[小室家文書736]

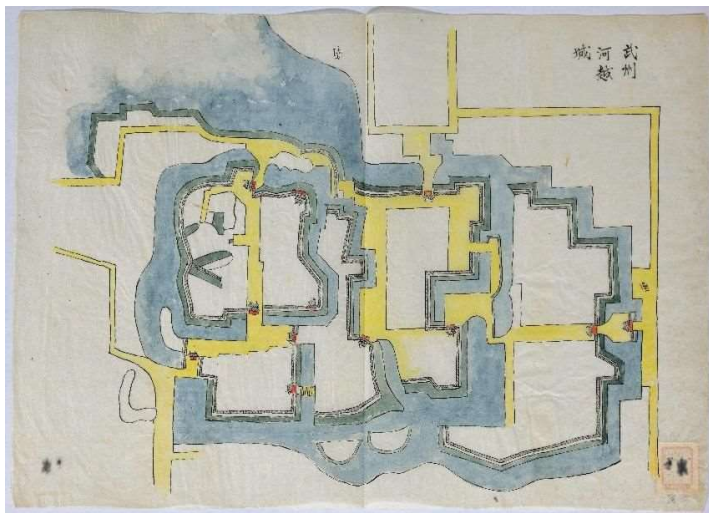


63. 昭和 41 年の川越城跡周辺の航空写真 (部分)[埼玉県航空写真S41 A-15B-02]

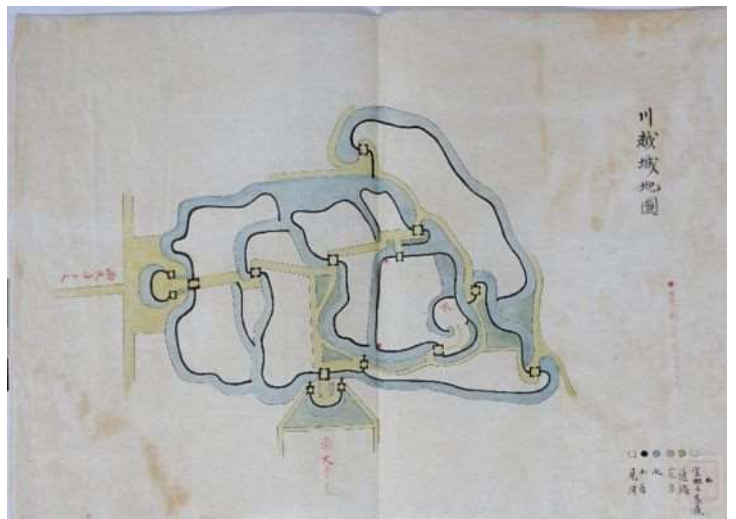
難波田城は、現在の富士見市南畑の荒川と新河岸川に挟まれた低地の中で、自然堤防が最も発達した場所に築かれた平城です。難波田氏の居城で、川越と江戸を結ぶ荒川流域を警備する境目の城として役割を果たしたとされています。豊臣軍侵攻の際には、難波田氏は松山城での籠城に参加していました。

川越城跡・難波田城跡

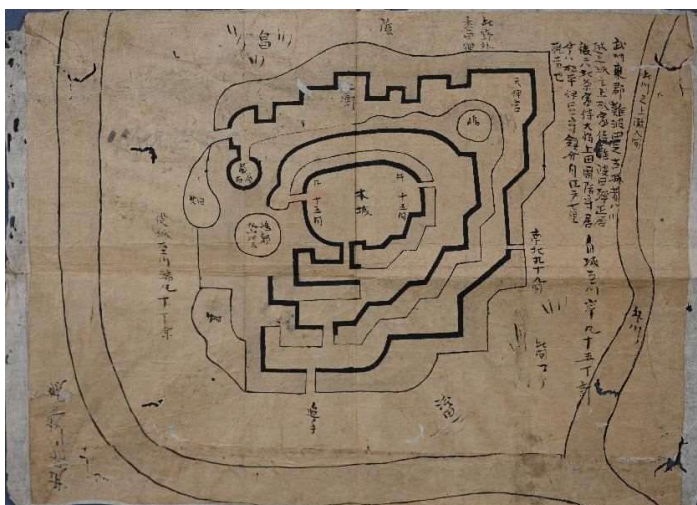
川越城は、仙波台地の北東突端部にあり、入間川の支流新河岸川に囲まれた台地上と、東側の湿地を取り込んで築城された平山城です。豊臣軍侵攻の際には前田利家らによって開城されました。



61. ◎武州河越城地図(写)[小室家文書 745]



62. ◎川越城地図(写)[小室家文書 748]



64. 武州難波田古城図[飯島徳蔵氏収集文書 764]



65. 昭和 41 年の難波田城跡付近(部分) [埼玉県航空写真S41 A-17B-6]

展示資料解説

1. ○織田信長朱印状(断簡)〔西角井家文書 6438〕

一通／縦紙／「天正3年(1575)」11月6日

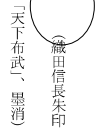
織田信長は、岐阜の掌握を機に、永禄10年(1567)から「天下布武」の印を使用し始めます。翌年には足利義昭を奉じて京都に進出しました。さらに天正3年(1575)、公家や門跡の経済基盤安定のため、山城国(京都府)において徳政を行います。同年11月には、公家・門跡を対象として新恩給与を行いました。徳政と共通した、対朝廷政策の一環と考えられるものです。この資料は、曼殊院門跡に宛てられた新領給与の朱印状です。

〔内百石事〕

〔覽之、全可有〕

〔仍如件、
（西角井家文書）〕

〔十一月六日 信長〕



〔御門跡〕

2. ○豊臣秀吉朱印状(断簡)〔西角井家文書 6439〕

一通／縦紙／「年月未詳」23日

豊臣秀吉が京都の曼殊院門跡に宛てた領知目録です。曼殊院は、竹内門跡とも呼ばれる天台宗寺院です。文明年間(1469-1487)に伏見宮貞常親王の皇子慈運法親王が入寺して以降、門跡寺院となりました。本資料で、秀吉は西京(京都府)などの土地を宛行っています。秀吉は、発給文書に大判で皺のある厚手の楮紙(高檀紙)を用いました。

録
一 升 西京
一 花園
一 西院
一 八石
〔納候也、
〔月廿三日
〔竹内御門跡

〔納候也、
〔月廿三日
〔竹内御門跡



大宮氷川神社西角井家文書の織田信長朱印状(No.1)や豊臣秀吉朱印状(No.3)、また後程紹介する徳川家康朱印状(No.27・28)は、本紙の一部が欠損し、朱印が墨で塗りつぶされています。西角井家の文書群には、「諸国寺社朱印状」と呼ばれる、日本全国の寺社に宛てられた朱印状など1,030点が含まれます。これは、明治政府の命によって寺院から提出された旧幕府判物です。慶応4年(1867)閏4月19日付太政官達第318号において、政府は宮・公卿・諸侯・

神社・寺院に対して「旧幕府ヨリ受封之判物」を内国事務局に提出するように命じました。これに応じた神社は、神社240、寺院484にのぼったといわれています。これらの朱印状の多くは、展示資料のように、鋭利な刃物で切断され、朱印が墨で消されています。ここに旧権威を否定する明治政府の強い意志がうかがえます。廃棄される過程で古道具屋に流出し、明治時代に西角井家の当主が購入したものです。明治政府によって回収された朱印状の一部を成すと考えられている史料群が、同文書群の他に、国立公文書館内閣文庫と静岡県久能山東照宮に伝わっています。

3. ◎北条氏邦朱印状(持田(英)家文書5)

一通／縦紙・卷子装

亥「天正15年(1587)」6月10日

本資料は、鉢形城主北条氏邦が持田四郎左衛門ら荒川衆に宛てた順守すべき規定です。荒川衆とは、鉢形城領の榛沢郡荒川郷(深谷市)に居住した、地侍集団です。地侍とは、土豪とも称される地域の有力農民で、武装し領主と被官関係を結び、軍役に賦課されていました。荒川衆は、棟別錢(税)を免除され、扶持(俸禄)を与えられる「大途之被官」(北条家当主に仕える者)として「帳面」で把握され、軍役に賦課されていたことが、本資料からわかります。

地侍の多くは、近世に至ると、名主など村役人として村政を担っていきます。

一、此度帳に載候者共、孫子之代出家等迄道具もちたやすましく候、又自他所参候牢人など、則致支度、たしなませへく候事

一、正月者、毎年四日二何も道具持参、御礼可申上事
 一、何も棟別御赦免、御扶持之上者、誰か知行に踞者、大途之御被官たるへく候間、領主・代官致非分候ハ、其郷一致一同、目安をかき、大好寺曲輪へもち参、大好寺ニ可渡之候事

一、公方御用之時者、御印判を以、可被仰付候事
 一、年中一度之普請之儀者、従前々致つけ候者共計、可致之候事

一、こしさし成共、何成共、さし物致、たしなみもち可申候事
 一、はをり一ツ、紙にても、何にてもめんく致之、もち可申候事
 已上

右之旨、能々可相守者也、仍如件、

亥六月十日
 荒州たゞ次

もち田四郎左衛門
 同 治部左衛門

4. ◎北条氏邦檢地書出〔持田(英)家文書6〕

一通／継紙・卷子装

戊子〔天正16年(1588)〕8月15日

鉢形城主北条氏邦が荒川郷(秩父市)で行った檢地の書出です。中世には土地の收穫高を、近世の石高ではなく、通貨單位の貫高で表しました。本資料では、永樂錢で20貫219文分の收穫のうち、3貫668文を持田左京亮ら11人、1貫541文を持田四郎左衛門尉の扶持(俸禄)とし、15貫文を定納(年貢)としています。

荒川之郷御檢地之辻事

永樂錢

式拾貫貳百九文 此度改之辻

此内

三貫六百六十八文 当開十一人御扶持被下事

此取衆

三百卅文	持田左京亮
三百卅文	同 舍人
三百卅文	中島図書助
三百卅文	河田隼人
三百卅文	大屋玄蕃
三百卅文	同 市助
三百卅文	弥左衛門尉
三百卅文	孫左衛門尉
三百卅文	小四郎
三百卅文	六郎左衛門尉
三百卅文	縫殿助

以上、三貫六百卅文

拾六貫五百四十一文 本田高辻

此内

老貫五百四十一文 持田四郎左衛門尉御扶持
 残而 二被下

拾五貫文 風損日損無之、定納、

以上、式拾貫貳百九文 永樂錢

一、当八月よりもあらく二開候原、何も牢人何者も開く人、永代知行ニ可被下事
 一、彼宿へ他所より移候者、永代無諸役不入ニ被 仰出候、然者自前々定候て懸候役之物、荒川・多田沢両村出合可走廻事
 一、方々懸廻、他所之者、当秋廿かまと可引移事

右、定所如件、

戊子八月十五日
 荒川之郷
 持田四郎左衛門尉

5. 北条氏政書状〔根岸浩太郎家文書3〕

一通／堅切紙

〔天正10年(1582)〕2月15日

本資料は、金山城(群馬県)の由良氏からの報告を受け、北条氏政が弟の安房守(北条氏邦)に宛てた文書です。小田原北条氏は、佐竹氏・宇都宮氏ら反北条氏勢力との対立を激化させていました。「河辺之人衆」の動員は「大途事」(北

条家当主の差配)であるので報告するよう伝えていきます。

この後、天正12年(1584)、北条氏と反北条連合は下野国沼尻(栃木県)において合戦に及びます(沼尻合戦)。

從金山之一札到来、先段者給候ニ内儀候間、

愚意委細申越候キ、何時も河辺之人衆

被引立候者、自元大途事ニ候間、直ニ氏直江

被相達可然候、其勘弁簡要候、猶々給候者

内談候得者、其筋目申候、扱又、見当而可被致

筋目候者、尤芳々可有御出陣上ハ御心易候、恐々

謹言、

(天正十年) 二月十五日 氏政(花押)

(北条氏) 安房守殿

6. 上杉景勝宛書

(島津家(米沢藩上杉家家中)文書27)

一通/継紙/天正10年(1582)7月日

本能寺の変以降、織田軍が撤退した信濃では越後上杉・小田原北条・徳川の3氏による戦闘が激化しました。長沼城(長野県)に入城した上杉景勝は、家臣の島津淡路守(忠直)に「河北郡司」の職を与え、支配を代行させます。この資料は、景勝から忠直に与えられた長沼城における宛書です。

宛

一、城中江不案成者、出入堅可

令停止之事

一、屏道具・鑿木、如信玄・勝頼

時之可為切事

一、要害普請之時、或郡司不入、

或芳何忤被官、於令難渋者

其地頭へ相届、急度可申付候、

其上も地頭何歟ヲ於申者、以

交名□進速可令札明事

付、伝馬宿送朱印見届

可相調候、是も自然仮膝下

之者共之權、我俣之族於有

之者、荷物其人相留可及

註進事

以上

天正十年

七月日

嶋津淡路守殿

(上杉景勝朱印)立願 勝置地蔵
(忠直) 摩利支天 飯糰明神)

本資料を伝えた島津家は、薩摩・大隅国(鹿児島)の守護職であった島津家の流れを汲み、信濃国上水内郡長沼(長野県)を本拠とした一族です。武田信玄の侵攻を受けて越後(新潟県)に逃れ、上杉氏に仕えました。上杉氏の移封に従い、米沢に移り住みます。島津家(米沢藩上杉家家中)文書は、昭和50年代に同氏の縁戚であ

る石垣氏から寄託を受け、平成24年(2012)には寄贈となりました。

7. 北条家朱印状(根岸浩太郎家文書1)

一通/堅紙/

「天正10年(1582)」10月25日

本能寺の変後、織田領国となった武田氏旧領は、その支配体制が確立しておらず、小田原北条氏・越後上杉氏・徳川氏の間で、その争奪戦が勃発します。いわゆる天正壬午の乱です。武田氏遺臣の真田昌幸は、一旦は北条氏に属したものの、徳川氏に寝返りました。本資料は、北条氏直が「肝要之巷」となった内山(長野県)での軍事行動を家臣の猪俣能登守(邦憲)に命じた朱印状です。

就真田動、内山地肝要之

巷ニ候間、彼地へ早々相移方

端入精可走廻候、仍如件、

奉之

十月廿五日 坪和伯耆守

猪俣能登守殿

(北条家朱印)「藤原氏印」

【参考1】○徳川家康判物(西角井家文書6584)

一通/堅紙/天正10年壬午(1582)11月
天正10年(1582)10月、徳川家康と北条

氏直の間で和睦が結ばれ、上野国(群馬県)は北条氏、甲斐国(山梨県)・信濃国(長野県)は徳川氏の領国となります。しかし、家康と在地勢力の対立は続いたようです。本資料は、家康が一蓮寺(山梨県)に対して、建物や末寺、田地の領有を保障したものです。

甲州一蓮寺領寮

舎・末寺并名田等之事

右如前々不可有

相違之状、如件、

天正十年壬午

十一月 (花押)

一蓮寺

8. ◎北条氏邦書状〔小室家文書570〕

一通／堅切紙／天正11年(1583)5月17日

鉢形城主北条氏邦が小田原北条氏の家臣堺和康忠に宛てた書状です。上野国(群馬県)沼田氏の一族とされる赤見氏は、甲斐武田氏に属し、その滅亡後は北条氏に仕えました。天正壬午の乱後の国分において信濃国が徳川領国となったため、上野国に移り住んだ入道は松井田(群馬県)に2貫文を与えられたものの「如何共進退不能成」という状態になりました。

その際に、取次を行ったのが氏邦です。氏邦は、赤見入道の業績を記すとともに、入道が小

田原(神奈川県)へ参府する旨を伝えていきます。

度々申上候、赤見入道事、先年越国江越候時分、御

忠信申上候、大聖院殿御証文以下二も致所持、去年

信州御乱入之時分も、最前二罷出候、致案内者走廻

候、信州家康江被仰付、從類召連、当国へ罷移候、

依之、松井田御領所之内式貫文、屋敷共、於信州御

陣被下置候、如何共進退不能成、有候扶持可被下敷、

赤見入道致参府候間、御糺明候而被申上尤候、恐々

謹言、

五月十七日 氏邦(花押)

堺伯参

『相州小田原氏政ノ舎弟安房守殿御判』

9. ◎徳川家康書状(写)〔持田(英)家文書23〕

一通／堅紙・卷子装／

〔天正11年(1583)カ〕11月15日

※パネル展示

「惣無事」とは戦国時代の秩序維持や回復などの政策を示します。織田政権下で関東の平和実現を担った徳川家康は、天正壬午の乱以降、再び戦乱に陥った「関東惣無事」の実現を、豊臣秀吉から一任されました。本資料は、天正11年(1583)、その実現を命じた秀吉の通達を、家康が北条氏に仲介したものです。当時の北条氏と佐竹氏ら反北条勢力との対立は私戦と見なされ、「惣無事」に違反するものと捉えられまし

た。

関東惣無事之儀二付而、從羽柴方

如此申来候、其趣先書申入候之間、

只今朝比奈弥太郎為持、為御被

見進之候、好々被遂御勘弁

御報可示預候、此通氏直江も可申達候

処、御在陣之儀二候条、不能其儀

候之条様子御陣江被下届可

然候様專要候、委細弥太郎

口上二申含候、恐々謹言、

十一月十五日 家康(花押影)

北条左京太夫殿

【参考2】毛利輝元・吉川元春・小早川隆景連署起請文〔井原家(萩藩毛利家家中)文書85-3〕

一通／継紙・卷子装／

天正10年(1582)6月9日

天正10年(1582)6月2日、本能寺の変が起りました。備中高松城(岡山県)攻めの陣中にあつた豊臣秀吉は、即座に毛利氏と講和し、全軍を京へと取って返しました。本資料は、その直後に毛利輝元らが伊賀与三郎(家久)に宛てたものです。その戦功を賞し、今後もおざりにしないことを神仏に誓っています。

こうした起請文には、裏面に牛玉宝印が押さ

れています。厄除けの護符である牛玉宝印は多くの社寺で配られ、特に熊野那智大社(和歌山県)のものが有名です。熊野神の使であるカラスを木版刷で配し、朱印を押ししました。表面に書かれた神仏への誓約を破れば、その罰を受けることとなります。記された神仏の名は、文書を発給する側が属する地域性を示すことがあります。本資料には、毛利氏が信仰した「厳嶋大明神」の名が見えます。

雖事新儀候、去年以來別而御入魂、殊今度上勢打下、此表及鉾楯候処、以無二御覚期、中筋被相押、無異儀候故、任存分候、於各令満足候、然間、向後自岡山御身上之儀、雖被申、無忘却見放申間敷候、若此旨於偽者、可罷蒙

梵天帝釈・四天王、惣日本国中大小神祇、八幡大菩薩、摩利支尊天、殊厳嶋大明神・氏神・天満大自在天神御罰者也、

毛利
天正十年六月九日 輝元(花押)

吉川
元春(花押)
小早川

伊賀与三郎殿
隆景(花押)

【参考3】毛利輝元起請文

〔井原家(萩藩毛利家家中)文書85-4〕
一通/継紙・卷子装/
天正11年(1583)閏正月12日

天正10年(1582)6月2日、本能寺の変が起りました。備中高松城(岡山県)攻めの陣中であつた羽柴秀吉は、即座に毛利氏と講和し、全軍を京へと取つて返しました。本資料は、その翌年に毛利輝元が伊賀与三郎(家久)に宛てたもので、「和平之是非」に関わらず、なおざりにしないことを誓っています。本資料は【参考2】と異なり輝元単独での起請文ですが、同日付で同内容の小早川隆景・吉川元春連署起請文(井原家(萩藩毛利家家中)文書85-5)も発給されています。

また、本資料の発給に関して輝元と家久のやりとりを示す資料も伝来しています(毛利輝元書状、井原家(萩藩毛利家家中)文書85-13)。秀吉との和睦交渉に当たつた安国寺恵瓊の下向を聞いた家久は、河原六郎右衛門尉を介して、度々状況を問い合わせたようです。輝元は、家久の身上について「和平之是非」に関わらず見放つことはないことを「神文」で申し入れることを伝えています。この「神文」が本資料と考えられます。

就都鄙和睦申操之儀、御身上無二之御覚悟之通、重々被仰越之無異儀候、就間、不相構和平之是非、聊以見放申間敷候、弥不相替御入魂可為本望候、若此旨於偽者、可被蒙

日本国中大小神祇、八幡大菩薩、天満大自在天神、摩利支天尊天、殊者厳嶋両太明神之御罰者也、仍神文如件、

毛利
天正十一年閏正月十二日 輝元(花押)
伊賀与三郎殿

10. 豊臣秀吉朱印状

〔井原家(萩藩毛利家家中)文書1〕
一通/継紙/「天正15年(1587)」10月27日
天正15年(1587)、豊臣秀吉は九州平定を終え、大坂城に凱旋しました。しかし、在地勢力の抵抗は続きます。本資料は、宛所は欠けていますが、毛利輝元・小早川隆景の動静や厳島神社への寄進米の兵糧転用などの内容から、大坂にいた秀吉が毛利氏の関係者に宛てたものと考えられます。

去十四日之書状、今日廿七於大坂加披見候、

一、至南関長々令在陣、有動付城へ、兵糧・玉葉等」

指籠、立花・高橋在番丈夫申付、隈本へも通路」

之由、雖不始于今儀候、粉骨段、被感思召候事

一、豊前内城井・野仲・山田一揆令蜂起候処、一黒田

勘解由父子懸付、数人討取由被申越候、尤候事

一、岩石へ一揆少々取上候者、定指儀在之間敷と」察

被思召候、此式之儀ニ上方人数被差遣候へ者、一毛

利右馬頭外聞も如何候所、輝元人数被相揃」無越度

様行肝要候

一、敵嶋へ寄進之米事、借候て兵糧ニ出候由尤候、

然者上方人数ニも不及候由、書中旨被聞召候、一弥

兵糧入儀候者、重而も借可申候旨、可被申越候事

一、肥後・豊前・肥前一揆起候付而、国侍・牢人共古

城へ」取上在之由、切々被申越候、然者大敵にてあ

らず候条、一揆原・其外国々牢人原之儀可被追払

儀候者、可安」儀候間、右馬頭悉分国之人数を不残

召連、於被越者、一何之一揆にも入可申候哉、雖

太儀候、外聞二者」不相替物候間、はかり候様ニ成

敗之儀可然候事

一、当年中ハ無余日、向寒天、此方方遣候人数ハ」痛

入候条、明春十五日方内ニ、御人数并始大和」

大納言被仰付可被遣候間、為何一揆指起候共不」苦

事

一、輝元・隆景兩人才覚ニも不成、国々ニ被仰付」被

置候者共、及迷惑候付而ハ、当年中ニも御」自身被

出御馬、悉可被仰付候、一揆原之事候間、」不被出

御馬、二万三方被遣候ても、なて切之儀者可」安と

被思召候へ共当年何にも長陣被下付、痛」被思召候

条、各御人数同前御骨をおらせられ」可出御馬候へ

ハ、諸軍勢及迷惑間敷候間、さて」右之分被思召候、

此由輝元・隆景兩人へも可被」申伝候、雖為寒天之

刻、御陣触にも及間敷」候条、其方一左右次第、可

被出御馬候、其方之事」打続辛勞候、尚追々可被仰

由候也、

十月廿七日

（宛所欠）

本資料を伝えた井原家は、安芸国高田郡井原

村（広島県）出身の高氏の一族です。毛利氏に從

属し、戦国時代末期には3家に分かれました。

本文書群を伝えた井原家は、元良の三男である

元歳の家系です。歴代当主は藩の要職を歴任し、

若干の異動はあるものの知行高約1,000石

を有しました。井原家（萩藩毛利家家中）文書は、

昭和53年（1978）、元歳の末裔である埼玉県

内在住の井原氏から寄託されたものです。

11・豊臣秀吉書状〔根岸浩太郎家文書2〕

一通／横切紙／「年未詳」8月5日

本資料は、土田肥前守が贈った曝布（さらしぬの）2端（反）についての、豊臣秀吉からの礼状です。曝布は、晒布・漂布とも表記し、白く晒

しあげた麻布のことを指します。この贈答に関

わる秀吉からの使者は、仁右衛門尉（増田長盛）

が行っています。発給された年代及び宛所の土

田肥前守については不明です。

曝布二端送

越候、心入候段、

令祝着候、其元

儀諸事肝煎

専用候、尚仁右衛門尉

かたり可申候、恐々

謹言、

筑前守

八月十五日 秀吉（花押）

土田肥前守殿

12・◎「太閤秀吉黒船大坂凱征之図」

〔小室家文書 6369-16〕

一紙／多色刷・巻紙装／「江戸時代」

※、パネル展示

天正15年（1587）7月、九州平定後の豊臣秀吉による大坂凱旋を描いた、江戸時代の浮世絵です。黒い船の上には桐紋の陣旗と千成瓢箪の旗印が見え、秀吉の大将船であることがわかります。この船は蒸気船で、秀吉の時代には存在しません。幕末の將軍徳川家茂の上洛を、秀吉の凱旋に見立てたものです。

文化元年(1804)、次のような触が出されています(『江戸町触集成』第11巻)。江戸幕府による出版統制のなか、天正年間の頃以来の武将は、名前は勿論、紋所や合印などを浮世絵や草紙に載せることができませんでした。その対応策として、歴史上の武将に当時の將軍を見立てた浮世絵が出版されたのです。

子五月十七日

奈良屋市右衛門殿にて被申渡

絵草紙問屋 行事共

年番名主共

絵草紙類之義二付、度々町触申渡之趣有之候所、今以如何成品商売致、不埒之至二候二付、今般吟味之上、夫々咎申付候、以来左之通可相心得候

一、一枚絵・草双紙類、天正之頃以来之武者等、

名前を顕し画候義ハ勿論、紋所・合印・名前等紛敷認候義も決て致間識候

(中略)

右の通相心得、其外前々触申渡候趣堅相守、商売致、行事共入念可相改候、此度絶板申付候外二も、右申渡二違候分ハ行事共相糺、早々絶板いたし、已来等閑之義無之様可致候、若相背二おゐてハ絵草紙取上、絶板申付、其品々二寄、厳敷咎可申付候、

13. ◎北条氏房朱印状〔道祖土家文書16〕

一通／堅切紙・卷子装／

戊〔天正14年(1586)〕6月11日

天正14年(1586)以降、小田原北条氏と豊臣秀吉の間で軍事的緊張が高まりました。北条氏が防衛のために進めたのが城郭の普請(工事)です。本資料は、岩付城(さいたま市)の普請のために城主北条氏房が道祖土図書助(満兼)宛てたものです。三保谷郷(川島町)の男子1人も残らず人足として動員し、5日間働くよう命じています。

来十四日ニ鍬箕を持、中城へ相集、奉行如申」普請可致之、何之御領所方も、男其郷二二人も」不残、悉代官召連罷出、五日可走廻候、御前之御普請二候間、何をも被為頼候、若不罷出者有之由、申出二付而者」即代官可被召上、為後日、仍如件、

戌
(北条氏房朱印・心簡要)

六月十一日

三保谷郷

道祖土図書助殿

14. ◎北条氏房朱印状〔道祖土家文書17〕

一通／小切紙・卷子装／

亥〔天正15年(1587)〕2月6日

豊臣秀吉は、天正15年(1587)に関東平定へ本格的に乗り出します。本資料は、小田原城(神奈川県)の普請に人足3人を差し出すよう、

北条氏房が道祖土図書助(満兼)に命じたものです。この際、満兼自身の出仕は免除されています。本資料と同様の動員命令が県内複数の村に伝存しており、大規模動員が図られたことがわかります。

此度於小田原之普請三

人着到候衆者、人足計

可出之、但福嶋出羽守・立河

山城守、彼兩人方へ如着

到出、自身者赦免候、

着到出処、就遅々者、可為

重科者也、仍如件、

追日限者、可為惣並、

亥
(北条氏房朱印・心簡要)

二月六日

道祖土図書助殿

15. ◎北条氏房朱印状〔道祖土家文書18〕

一通／堅紙・卷子装／

丁亥〔天正15年(1587)〕8月7日

豊臣秀吉は、天正15年(1587)に関東平定へ本格的に乗り出します。脅威を感じた北条氏直は、「御国御用」として相模・武蔵国に人改令を發しました。岩付城主北条氏房は、これにならって岩付領で同様の人改令を發給しています。本資料は、「当城(岩付城)御用」のため道祖土

図書助(満兼)に宛てたもので、「侍・凡下」を問わず、非常時に動員すべき戦闘員の数を把握することを目的としました。8月晦日までに弓・槍・鉄砲などの装備を準備するとともに、15歳(70歳を対象に選出し、その名を記した交名(名簿)を同月20日までに提出するよう命じられています。

定

一、於当郷不撰侍・凡下、自然当城御用

之時可被召使其名を可記事

一、此道具弓・鎧・鉄放、何成共存分次第、或

商人、或細工人之類迄、十五・七十を限而不

恐権門可記之、其内手軽可走廻、年比之者

撰出人数可申上事

一、此走廻心懸相嗜者をハ、侍ニても、凡下ニても

可有御褒美事

右、自然之時之御用也、八月晦日を切而、右之道

具可致支度、郷中之請負、其人之交名

以下をハ、当月廿日可申上者也、仍如件、

追而、依所頼貞、書落申二付而者、可処殿科者也、

丁亥 (北条氏房朱印「心簡要」)

八月七日

三保谷之郷

道祖土圖書助殿

16. 北条氏直感状〔金井家文書2〕

一通／横切紙／

〔天正18年(1590)正月28日〕

本資料は、北条氏直が金井猪助の「足利表」での働きを賞した感状です。足利城(栃木県)主の長尾顕長は、実兄の桐生城(群馬県)主由良国繁とともに、北条氏と佐竹氏ら反北条氏との勢力の境目に位置する両毛地域を領有していました。そのため、双方から懐柔をうけて、北条氏からの離反・従属を繰り返しました。天正18年(1590)にも、顕長は、一旦は反北条氏方となり、北条軍の攻撃を受けますが、小田原攻めの際には北条方として国繁とともに小田原城に籠城しています。

去廿四日、(前本也)足利表

敵一人討捕候、高

名之至、神妙候、弥

可走廻候也、

正月廿八日 (北条氏直) (花押)

金井猪助とのへ

17. ○浅野長吉・木村常陸介連署禁制(前欠)

〔北野天神社文書1956〕

一通／堅紙カ／天正18年(1590)6月日

小田原城を包囲した豊臣軍から分かれた浅野弾正少弼(長吉)・木村常陸介らの軍勢は、房総地方を押さえ、南方から関東の諸城を攻略して

いきます。本資料は、長吉らが自軍の放火や「非分」などを禁じたものです。前欠なので宛所を欠いていますが、伝来から北野天神社(所沢市)に宛てたものと考えられます。戦場では略奪行為が横行し、寺社や町村は、事前に侵攻軍と交渉し、乱妨停止の禁制を入手しました。

東海道軍から分派した浅野・木村両名には、「制札」(禁制)を要望のとおり「百枚」を与えられたことが知られています(富岡周吉郎所蔵文書)。また、北方軍の侵攻に伴って発給された秀吉の制札については、「賦遣御帳」で管理され、制札発給に伴う「御札銭」は前田利家を取り揃え秀吉に進上したことがわかります(山中山城守文書)。寺社や町村は、侵攻してくる軍勢に金銭的な対価を払って自衛したのです。

(前欠)

一、放火之事

对地下人百姓非分申懸事

右条々、堅令停止訖、若違犯之輩

於在之者、忽可処殿科者也、

天正十八年六月日 (前本也) 浅野弾正少弼(花押)

木村常陸介 (花押)

18. ○木村常陸介書状〔北野天神社文書1957〕

一通／折紙／

寅〔天正18年(1590)〕7月4日

本資料は、浅野長吉・木村常陸介連署禁制の翌月に、北野天神社の神主栗原伊賀守へ出された木村常陸介の文書です。常陸介は、本資料にあるように「木村常陸介 一」と署名していますが、実名は不明です。常陸介は、栗原氏に武州神職司という以前からの権利を保障し、神職を召し連れて「御神湯祭」に奔走するよう命じました。神湯祭は、神に薬湯へ入っていたり、神事です。

本資料が発給された前日の7月3日には、常陸介と同じく東海道軍から分かれた浅野長吉は忍城の皿尾口を攻略したことが知られています（浅野家文書）。忍城攻めにおける木村の動向ははっきりしていませんが、木村は、鉢形城を攻略した後、前田利家・上杉景勝らとともに八王子城（東京都）の攻略に向い（東京国立博物館所蔵文書）、6月23日に開城させています。7月6日には、小田原落城を受け、木村を含めた八王子攻めの軍勢は、忍城に向い堤普請を行うように秀吉から命じられています（上杉文書）。「其表人数此方へ不入候間」とあることから、同軍は当初、小田原に向かう予定だったことが伺えます。

武州神職司
如前々可被勤候、
然者神職中

召連、御神湯祭
可馳廻、其方如申
付、何も可罷出候、恐々
謹言、

木村常陸介
（天正十八年）
寅七月四日 一（花押）

神主

栗原伊賀守殿

御宿所

19. ○前田利家黒印状〔北野天神社文書¹⁹⁵⁸〕

一通／折紙／天正18年（1590）7月5日

本資料は、前田利家が栗原氏に武州神職司を勤めるように命じた文書です。あわせて、神祭の執行や「天下」（豊臣秀吉）のための祈禱を行うように命じています。利家は北方軍として関東に攻め込みました。利家は、鉢形城を攻略した後、木村と同様に八王子城を攻めています。栗原氏は、八王子城攻略に加わった、南方軍の木村常陸介と北方軍の利家の双方から、既得権利の保障を獲得したことになります。

武州神職司

勤之、神祭等

被執行、天下之

御祈禱可抽

丹精者也、

天正十八
（天正十八年）
七月五日 利家
北野神主
栗原殿



（前田利家黒印・利家長吉）

20. ◎織田信雄書状

〔埼玉県立文書館収集文書12（平岩文書1）〕

一通／横切紙・掛幅装／

〔天正18年（1590）〕5月22日

天正18年（1590）5月、岩付城は豊臣軍に包囲されました。攻軍は、浅野長吉・木村常陸介の南方軍及び徳川家康家臣である本多忠勝・鳥居元忠・平岩親吉ら3万5000の軍勢でした（松平義行氏所蔵文書）。本資料は、信長の次男織田信雄が、その陣中にあつた徳川家康家臣の平岩七之助（親吉）に宛てたものです。岩付城の端城を攻略しましたが、親吉の弟が戦死しました。信雄は、弔意を示すとともに、戦況を報告するように求めています。信雄は、小田原攻めに際して、徳川家康とともに東海道軍の先発隊として出陣し、秀吉本隊との合流後は、蕨山城攻略を命じられています。

至岩付表

被押寄、端

城被乗崩、数

多被討捕旨

名譽之至候、
併舎弟

討死之旨無

是非次第

心底令察候、

其元之様子

懇可被申越候、

謹言、

五月廿二日(天正十八年) 信雄(龜田) (花押)

平岩七之助殿

21. ◎豊臣秀吉朱印状

〔埼玉県立文書館収集文書127(平岩文書2)〕

一通／横切紙・掛幅装／

〔天正18年(1590)〕5月22日

本資料は、岩付城攻めの最前線にあつた浅野
弾正少弼(長吉)・木村常陸介から報告を受け、
豊臣秀吉が平岩七介(親吉)ら3名に宛てたもの
です。親吉らも岩付城攻めの陣中にありました。
秀吉は、城内に攻め込み、一人も漏らすことな
く討ち取り、「女子共」はみな小田原城へ連行す
るように命じています。当時、城主であつた北
条氏房(北条氏政弟)は小田原城にあり、一族と
家臣団が岩付城に籠城していました。度重なる
豊臣軍の攻撃を受け、城のうち二ハ町人・百姓・
女以下より外ハ無御座候」という状態となりま
す(浅野家文書)。城内には、先代の太田氏資の

妻(北条氏政妹)とその娘、氏房の妻女がいまし
た。

武州岩付城二三之丸

迄追破頸数多討捕候旨

浅野弾正少弼・木村常陸介

かた方昨夕註進候二付而

様躰被仰舎御上使両三人

被差越候、其趣彈正・常陸

可申聞候、各同前二無油断

城取詰一人も不洩可討

果候、女子共ハ悉此方へ可

差越候、引散候者可為越

度候、委細両三使可申候也、

五月廿二日(天正十八年) 豊臣秀吉朱印

本田中務少輔殿

鳥井彦右衛門尉殿

平岩七介殿

22. ○伊達政宗書状

〔杉浦家(伊奈家家臣)文書182〕

一通／横切紙／

〔天正18年(1590)〕正月28日

天正18年(1590)4月末、小田原攻めに伴
い、豊臣秀吉の家臣浅野長吉は奥州の伊達政宗
に出陣を促しました。5月9日、政宗は会津(福

島県)を發ちます。本資料は、同28日に甲府に
至つた政宗が武蔵国在陣中の浅野弾正少弼(長
吉)へ宛てた書状で、早々に小田原の本陣に戻り
秀吉への「執成」を行うよう求めています。

猶々彼書状認候内

良寛院罷歸候、

条々御理共本望

至極二候、併貴辺

憑入候首尾、御本陣へ

御參候義、待入候、以上

先立如申述候、漸昨廿七

甲府之地迄罷登候、雖

然貴辺武州口御在陣

之由候条、先々当地二令滞

在候、別而憑入候筋目早速

御本陣へ被打返、万々御

執成憑入迄候、遠境相

登候義共候間、諸事不知

案内二候、不可過御塩味候、

彼依御返礼則可致參

陣候、書余期会面之時不具候、

恐々謹言

五月廿八日 政宗(花押)

浅野弾正少弼殿

御陣所

23. ○豊臣秀吉禁制〔浦和宿本陣文書2〕

一通／堅紙・卷子装／

天正18年(1590)7月日

本資料は、豊臣秀吉が浦和宿(さいたま市)に宛てた禁制です。この中で秀吉は、①軍勢などの乱妨狼藉、②放火、③地下人(領民)・百姓への「非分」(不当)な行為を禁止しています。この時、秀吉が武蔵国内に発給した禁制は、この3つの内容がほぼ固定化されており、大量に発給されました。本資料は、4月29日付の浅野長吉証状(浦和宿本陣文書4)で、浦和郷への「御朱印」(豊臣秀吉禁制)を約したことを受けて発給されたものと考えられます。4月末段階では、浅野長吉・木村常陸介両名は小田原の本隊から分離した後、南武蔵を経て房総への行軍の途にありました。この際に、浦和の人びとは長吉に掛け合い、禁制発給の約諾を得たものと思われる。

足立郡内

禁制

浦和宿

一、軍勢甲乙人等乱妨狼藉事

一、放火事

一、対地下人・百姓非分儀中懸事

右条々、堅令停止訖、若於違犯之

輩者忽可被処嚴科者也、

天正十八年七月日



豊臣秀吉朱印

24. ○浅野長吉禁制〔浦和宿本陣文書3〕

一通／堅紙・卷子装／

天正18年(1590)7月日

本資料は、浅野長吉が浦和市(さいたま市)における、①喧嘩口論、②押売・押買の禁止、③町人役(税)の免除、国質・郷質の禁止を命じています。国質・郷質とは質取の一種で、他国人である借主へ負債返還などを求め、貸主が、借主の同国人・同郷人の身柄や動産を差し押さえることを意味します。本資料が発給される時期は、武蔵国での戦闘もほぼ終息に向かっている時期です。軍勢の濫妨狼藉を主とする禁制ではなく、市における混乱の停止を命じた内容からは、本資料が戦後処理の一環として発給された意味合いが伺えるのではないのでしょうか。

浦和市

禁制

一、喧嘩口論之事

一、押売・押買狼藉之事

一、町人諸役 付国質・郷質之事

右、如先々市取立可商売者也

天正拾八年七月日 弾正少弼(花押)

(浅野長吉)

25. ◎徳川家康朱印状〔明星院文書9〕

修驗中年行事

一通／折紙／天正19年(1590)11月日

No. 25～28は、埼玉県地域の寺社に出された、天正19年(1591)11月日付徳川家康朱印状です。これらは、家康の関東入部に伴い発給されたものです。家康は、寺社に土地を寄附し、それまでの権利を認めました。西角井家文書の「諸国寺社朱印状」に含まれる朱印状は、明治政府によって朱印の部分が墨で塗りつぶされています。

寄進 明星院

武蔵国足立

郡蔵田之内

拾石之事

右、令寄附訖、

殊寺中可為

不入者也、仍如件

天正十九年

十一月日



徳川家康朱印(福懸)

26. ◎徳川家康朱印状

〔金子家(旧不動院)家文書3〕

一通／折紙・卷子装／

天正19年(1590)11月日

職之事

右、任聖護院門跡

被定置先例、領

掌不可有相違者也、

仍如件、

天正廿年

正月廿三日

不動院



〔徳川家康朱印「福徳」〕

27. ○徳川家康朱印状〔西角井家文書 608⁴〕

一通／折紙／天正19年(1590)11月日

寄進 国済寺

武蔵国榛沢郡

深谷之内

参拾石之事

右、令寄附訖、殊

寺中可為不入

者也、仍如件、

天正十九年^平

十一月日



〔徳川家康朱印「福徳、墨清」〕

28. ○徳川家康朱印状〔西角井家文書 610²〕

一通／折紙／天正19年(1590)11月日

寄進 浄音寺

武蔵国崎西市

末田村之内

参石之事

右、令寄附訖、

殊寺中可為

不入者也、仍如

件、

天正十九年^平

十一月日



〔徳川家康朱印「福徳、墨清」〕

29. ○武州足立郡柴岡郷内三室村御繩打水帳

〔武笠(神主)家文書 304〕

一冊／堅帳／天正19年(1590)9月1日

徳川家康の関東入部の翌月、天正18年(1590)9月から検地が行われています。本資料は、

三室村(さいたま市)の水帳(検地帳)です。

徳川氏が三河などで行った五ヶ国総検地の特

徴として分付記載があります。分付主(年貢負担

者)が「○○分」と記され、その下に「○○作

と分付百姓(耕作者)が記されます。これは、中

世以来の重層的な社会構造を示すものとされて

きました。近年は、前者を総検地前の年貢納入

者、後者を総検地後の年貢納入者とする新たな

研究もあります。この記載は、関東での検地に

も引き継がれました。

分付記載とともに、面積の単位として、「大

(一反¹¹30歩の2/3)、「半」(同1/2)、「小

(同1/3)の小割を用いました。これも五ヶ国

総検地でも見られた記載方法です。

〔附書〕

「天正十九年^平卯九月朔日

武州足立郡柴岡郷内三室村

宮本

馬場

はんは^(馬場) 宮本の分

上 壹反小卅歩

同所 上大八十五歩

同所 上 大六十歩

同所 神田

上 九十三歩

同所 神田

中 拾六歩

同所

上 壹反八十歩

同所 神田

上 小廿二歩

同所 神田

中 半六^十歩

同所

畑

御繩打水帳ノ写

右衛門分

主作

六郎左衛門分

主作

五郎左衛門分

主作

右衛門分

屋二右衛門作

同分

同人作

新右衛門分

主作

彦七郎分

主作

同分

同人作

新左衛門分

上 老反八十三歩 田 主作
 同所 左近分
 中 廿二歩 田 新漸坊作
 同所内 彦七分
 中 老反大十五歩 田 主作
 同所 図書分
 下 老反五十歩 田 主作
 同所 兵庫分
 中 老反廿四歩 田 与二郎作
 同所 かけい分
 中 大七十歩 田 七右衛門作
 同所 六郎左衛門分
 上 大十六歩 田 主作
 小合 九反卅八歩
 (後略)

30. ◎武州榛沢郡鉢形領内荒川御繩打水帳
 一冊／堅帳／文禄4年(1595)10月24日
 〔持田(英家文書24)〕
 徳川氏による文禄検地は、武蔵国でも毎年実施されました。文禄3年(1594)に南武蔵、翌4年に北武蔵で多く見られる傾向にあります。本資料は、榛沢郡荒川村(深谷市)における水帳(検地帳)です。屋敷帳も含め4冊が現存します。「大・半・小」の小割は消えたものの、分付記載は確認できます。

弥五郎
 案内者 治部 新五郎
 文禄四年乙未拾月廿四日
 武州榛沢郡鉢形之内荒川御繩打水帳
 花かいと
 中畠 老反三畝廿四歩 主作
 同所 舍人分
 中畠 九畝拾七歩 甚右衛門尉作
 同所 同分
 下畠 六畝拾五歩 同人作
 同所 主水分
 中畠 老反拾五歩 主作
 中畠 老反拾八歩 藤七郎作
 同所 与二郎分
 上畠 八畝拾式歩 主作
 同所 源十郎
 上畠 老反六畝廿七歩 主作
 くほ 舍人分
 上畠 参反六畝拾四歩 主作
 (後略)

31. 武州秩父郡大駄之郷坪入御帳
 〔埼玉県立文書館収集文書4〕

一冊／堅帳／慶長3年(1598)5月26日
 慶長検地は、江戸幕府の検地における基本的な基準をほぼ完成させたと言われています。徳川氏の直轄領(代官領)で行われ、慶長3年(1598)は特に埼玉県西部の秩父山間部に集中しています。本資料は、永田甚右衛門ら5名が検地役人を務めた秩父郡太駄郷(本庄市)における坪入帳(検地帳)です。

慶長三年戊辰五月廿六日
 武州秩父郡大駄之郷坪入御帳
 筑後 但馬
 安内者 十左衛門尉
 左衛門尉
 畠 五百七拾文 百七拾文 筑後
 神はた
 ○畠 式百文 式拾七文 庄左衛門
 同所
 畠 六拾文 式部
 上山
 畠 百五拾文 七拾文 但馬
 同所
 畠 式拾文 六拾文 同人
 同所
 畠 四拾八文 式拾文 式部

らんとうは
 畠 三拾文 拾五文 光福寺
 まへ

○畠 三拾文 貳拾文 同人

川はた
 畠 拾五文 三拾五文 弥太郎

迎山
 畠 三拾文 五拾文 庄左衛門

道之山入
 畠 三百文 百貳拾文 但馬

道合
 畠 六百人 三百文 同人

(後略)

◎武州榛沢郡鉢形領之内荒河村御繩打水帳

〔持田(英)家25〕

畠 百文 弥五郎

とらの下
 畠 六拾八文 廿貳文 同人

河はた
 畠 貳百文 七拾文 丹波

はたいは
 畠 百文 同分 弥五郎

同所
 畠 九十五文 拾七文 同人

はたいは
 畠 三文 九文 弥五郎

ほりそへ
 同分

32. ◎武州秩父郡野卷村御地詰帳

〔逸見家文書11〕

一冊／豎帳／慶長3年(1598)6月1日

本資料は、伊奈忠次の代官領である秩父郡野
 牧村(皆野町)の地詰帳(検地帳)です。忠次配下
 の新井忠左衛門・奈良惣次郎が検地役人として
 実務を担当しました。貫文で表記され、上段には
 文禄検地の検地高を、下段には今回の増加分を
 記しています。年貢高の再調査を目的とする地
 詰検地でした。

〔表紙〕
 慶長三年戊 六月一日

武州秩父之郡野卷村御地詰帳

案内 藏人

〔三巻〕
 『慶長三戌年 安政六己未年迄
 式百六拾貳年二成ル』

「

畠 六拾文 拾五文 同人
 はたいは 同分
 畠 五百五十文 同人
 いと道 同分
 畠 四拾五文 三拾文 同人
 沢向 同分
 畠 四拾五文 四拾五文 同人
 小以耆貫貳百六十六文

(後略)

33. 徳川家康朱印状〔加藤家(旗本)文書1〕

一通／折紙／天正20年(1592)2月朔日

本資料は、徳川家康が加藤喜助(正次)に武蔵
 国比企郡・上総国(望陀郡)内の計2,000石
 を宛行つた領知朱印状です。関東に入部した家
 康は、まず大身の家臣に知行割を行い、その配
 置の下に、中・小級の家臣団の知行割を進めま
 した。加藤家は、三河・駿河時代から家康を支
 えた譜代の旗本です。

武蔵国比企郡
 之内千六百六拾
 九石壹斗貳升
 并上総国内三百
 參拾石八斗八升
 合貳千石之事

右山林川共永可

令知行者也、仍如件、

天正廿年

二月朔日

加藤喜助とのへ

 (徳川家康朱印「福徳」)

34. ◎伊奈忠次手形〔明星院文書8〕

一通／縦紙／天正19年(1591)6月6日

徳川家康は、関東入部にあたり、家臣である伊奈忠次に武蔵国足立郡小室(伊奈町)に知行を与えました。忠次は、「関井坊屋敷(伽脱)」を陣屋として接収し、関井坊を倉田明星院(桶川市)に移します。本資料は、移転に伴い、忠次が屋敷廻西の上島3町の寄進や門前の不入の特権などを関井坊に伝えたものです。

(留脱)

今度関井坊屋敷へ我等移候ニ付而、無相違相渡、倉田明星院へ被移候間、御公方よりハ少も付不申候へ共、為堪忍分

一、屋敷廻西ニ而繩之上島参町出置事

此外関井坊屋敷繩人参候上、明星院ニ而なわ

入参候ほと明星院近辺にて出置事、但是ハ

島三町之外也

一、小針・宮山并春日・立野之事

但田ニ発何程候共進候

一、門前共ニ不入之事

右之分、為我等知行内者、永令寄進之間、「子共之代

迄も不可相違、但是ハ明星院へハ付不申候、」関井坊

ニ出置者也、仍如件、

天正十九年

六月六日

無量寺

関井坊

伊奈熊蔵

忠次(花押)

(留脱)

35. ○屋敷坪割書〔杉浦家(伊奈家)家臣文書26〕

一通／小切紙／慶長5年(1600)8月

慶長5年(1600)、徳川家康は、大川戸村(松伏町)に立ち寄った際、新たな陣屋の造営を伊奈忠次に命じました。本資料は、その規模を示した坪割書で、家康自筆とも伝えられています。実際の造営は忠次家臣の杉浦正次が担ったといわれ、後にこの陣屋屋敷を拝領して居を構え、この文書を伝えました。

覚

式拾五間 つほの内

拾間 家

式拾間 つほねとあやいた

拾二間 家

五間 とおり道

十五 といしきい

36. 東光坊証状〔市川家(百万人坊)文書2〕

一通／折紙・卷子装／

文禄2年(1593)正月11日

愛宕山(京都府)は古くから修験道の道場となり、その山頂に鎮座する愛宕神社は、本地仏を勝軍地藏としたことから、戦国時代には軍神として信仰されました。江戸時代に至り、次第に火伏の神として信仰されるようになります。

本資料は、河越に愛宕山を建立するため万仁坊に赴くように伝えたものです。差出の東光坊は、愛宕山五坊の長床坊の内にあり、江戸城において大納言(徳川家康)や中納言(徳川秀忠)らの信仰を受けました。特に酒井与四郎(重忠)の帰依は深く、その領国に勧進したのです。

尚々申候、大納言・殿様御旦那二而

御座候上ハ、たれくも

横相非分有間敷候、

武州河越愛宕

山建立ニ付而為別

当与万仁坊指置候、

然処、江城おゐて

大納言殿・中納言

様御旦那二而、年々

我等召下候上ハ少も

相違有間敷候、殊二

酒井与四郎殿御旦那

二而河越へも召下候、次

大納言様長床坊

之御旦那二候、就之御分

国中より相進、

堂之建立可被致

者也、為後日一札進之候、

長床坊之末寺と

被相定候、仍如件、

文禄式年申正月十一日

長床坊之内 東光坊

万仁坊参



37. ◎関ヶ原合戦両軍配置図(写)

〔小室家文書468〕

一 鋪／彩色／〔年月日未詳〕

本資料は、関ヶ原合戦の軍勢配置図で、東軍を墨、西軍を朱字で表しています。徳川家康の「御本陣」は、9月14日に布陣した勝山(岐阜県)、両軍が激突した翌15日の桃配山(同)の2ヶ所に描かれています。記載の過不足はありませんが、山鹿素行が著した「武家事紀」掲載の「關原役図」に酷似しています。

38. ◎関東新義真言宗法度〔明星院文書10〕

一通／縦紙／慶長18年(1613)5月21日

徳川家康は、慶長2年(1597)に知恩院満譽尊照が発布した関東浄土宗法度制定への関与をはじめとし、複数の寺院法度を順次定め、諸宗派の統制を図りました。関東寺院の約半分を占めた新義真言宗の諸寺にも出され、本資料は明星院(稲川市)に宛てられた法度です。家康が明星院14世祐長に帰依したことから、本資料は祐長に出されたと考えられています。

関東新義真言宗法度

一、為学問住山之所化、不滿廿年者不可執

法幢事

一、入学問室後闕座之輩有之者、永可拔

衆事

一、座位可為学問階躋次第、付、不遂住山

不可着香衣事

一、諸末寺之僧衆、不可背本寺之命語

俗縁権門企非法事、付、不可奪取他寺之

門徒事

一、不同本寺不可居住末寺事、

右、堅可守此旨者也、

慶長拾八年五月廿一日

○ 徳川家康(印) 徳川家康

諸本寺

39. ◎徳川秀忠朱印状〔稲生家文書1290〕

一通／折紙／元和3年(1617)5月26日

本資料は、2代將軍徳川秀忠が旗本の稲生正信の知行を認めたものです。徳川家康の関東入部に伴い宛行われた武蔵国内500石余を安堵しています。秀忠は、元和3年に西国大名や旗本を対象に領知朱印状(所領確定のため発給する文書)を一斉に発給しました。後には、將軍の代替わりを機に、朱印状の内容確認が行われるようになりました。

武蔵国高麗郡

日西之内多和目・

和田・善能寺三ヶ村

三百五拾五石余、同

国足立郡内田笠木・

堀崎両村百四十四石

余、都合五百石

事、令扶助了、可

全知行者也

元和三

五月廿六日

○ 徳川秀忠(印) 徳川秀忠

稲生次郎左衛門とのへ

40. ◎高力清長掟書〔勝田家文書160〕

一通／堅紙・掛幅装／

慶長6年(1601)霜月1日

本資料は、初代岩槻藩主の高力河内守(清長)が城下市宿の肝煎(町の管理者)に宛てた掟書です。高力氏は三河以来の家臣で、家康の関東入部に伴い岩槻に封じられました。市宿内の「上宿まつとうまへ」に市を開くことを定めていまず。宿内には後の日光御成道が通り交通の要衝として栄えました。

定 掟之事

一、上宿市日ニ、下宿ニ諸売物并自他所

来る人馬留置儀、堅可令停止事

一、ふともの・ゆたん、上宿まつとうまへにて

可致売買事

一、諸売買先々のこととくたるへき事

右定処、惣町肝煎中立合、堅可致

下知也、若背此旨輩有之者、代官より

可申上者也、仍如件、

慶長六年

霜月一日 高力河内守

岩付市宿

肝煎中

41. ○御鷹御用人足定書〔浦和宿本陣文書5〕

一通／堅紙・卷子装／

寛永10年(1633)5月

鷹匠の阿部新右衛門尉ら3名が、忍城内御鷹部屋(将軍の鷹飼育所)への通行には、3人の判が必要である旨を浦和宿の名主衆に示したものです。家臣から献上された鷹は御鷹部屋で育てられ、将軍の御鷹として大名へ下賜されることもありました。将軍權威の誇示や主従関係強化につながったのです。

覚

一、江戸より忍へ、御鷹部屋へ上下共ニ、此三人

之判を以、人足相通候様ニと、御年寄衆

被仰付候間、右三人之判無之候ハ、御

鷹之御用成共、人足老人も被相通

間敷候、但、御鷹之鳥上り申候事ハ

可為各別事

一、為無 御朱印、御鷹匠衆ニ御伝馬

老疋も弥被相立間敷候、馬ちん

之儀ハ可為御定之通事

阿部新右衛門尉

寛永十年酉ノ

五月

戸田久助

うらわ名主衆

42. 上平須賀村年貢割付状〔船川家文書954〕

一通／堅紙／〔慶長10年(1605)9月21日

江戸時代には、毎年その年に納めるべき年貢

量を示した年貢割付状が作られるようになりました。本資料は、幕府直轄領代官頭である伊奈備前守(忠次)から上平須賀村(幸手市)に出されたものです。江戸時代後期に農政の慣例や実務などをまとめた『地方凡例録』には、年貢徴収の原則が示されています。関東では、田からは米、畑からは永楽銭で納める原則のもと、土地の等級に応じ、土地1反から徴収する基準量を定めました(反取)。特に、資料内の「五ツ取」

は米の納入量(1反あたり5斗)を示し、「四十五文代」は畑からの納入額(1反あたり45文)

を指し、土地の広さを乗じて年貢を算出しました。

上平須賀村巳年可納御年貢割付之事

上田老町歩 此取五石 五ツ取

中田五反歩 此取四石 四ツ取

下田老町老反三歩 此取式石七斗五升式合 二ツ

半取

米合拾老石七斗五升式合

此表三拾三表式斗式合

此外

田五反歩

中畠式反七畝歩 此代百式拾老文 四十五文代

下畠四町四畝三歩 此代一貫六百十七文 四十五文代

水流二引

水

水

此外四町老反三畝歩水流二引

屋敷四反九畝歩 此代四百九拾文 百代

永立合式貫式百式拾八文

右、如此相定之上八十一月廿日を切而、可然皆済、若於無沙汰ニハ鑑責を以可申付者也、仍如件、

〔慶長十年〕
巳九月廿一日

伊備前(花押)

上平須加村
名主百姓中

43・武州河越領高萩村御検地水帳

〔飯島徳藏氏収集文書260〕

一冊／豎帳／慶安元年(1648)2月29日

川越藩主松平信綱は、慶安元年(1648)に領内川越以北の村々を中心に検地を行いました。本資料は、その際の高萩村(日高市)における検地帳と見られます。耕作地の等級と面積、年貢負担者の名前が記されています。No.29、32で取り上げた文禄・慶長期の検地帳と異なり、分付記載が見られなくなっています。

〔慶安元年〕 拾五冊之内

武州河越領高萩村御検地水帳

子ノ 七郎右衛門

二月廿九日

藤八郎
八郎右衛門

権三郎
十右衛門

廿間

廿間 下畠 老反三畝十歩

三十間 下畠 老反七畝式歩

十六間三十式歩入

十四間半 下畠 九畝四歩

十六間半三十五歩入

十間 下々畠 四畝十四歩

十式間九歩入

十疋間 下々畠 式畝十七歩 当発 同人

七間

八間 下々畠 式畝廿歩 当発 金十郎

十間

八間 下々畠 老畝廿六歩 五郎兵衛

七間

十疋間 下々畠 六畝十八歩 同人

十八間

十四間 下畠 老反老畝六歩 同人

廿四間

四間 下畠 老畝式歩 助十郎

八間

(後略)

44・「絵本太閤記初篇」〔東家文書271、274〕

一冊／豎帳／「近世」

現在の私たちが抱く豊臣秀吉のイメージの基は「太閤記」に拠るところが大きいでしょう。これは、生前の秀吉を知る大村由己の「天正記」や太田牛一の「太閤軍記」を基に、小瀬甫庵が著したものです。物語調で記述されたこともあり、講談などの題材となります。そして、江戸時代中期には「絵本太閤記」が流行し、歌舞伎や浄瑠璃で上演されました。

45・豊国会趣意書〔加藤家文書2116〕

一冊／明治30年(1897)6月

明治29年(1896)、豊臣秀吉の墳墓修築と没後300年祭挙行を目指し豊国会が設立されます。本資料は、その設立趣意書です。秀吉は、没後に神格化されましたが(豊国大明神)、徳川の世では崇拜することも憚られました。維新後、明治政府は、「国威ヲ海外ニ轟カシタル」人物として、秀吉を顕彰しました。本事業には、蜂須賀・浅野・鍋島・前田家といった「秀吉由緒の諸家」が尽力し、宮内省及び内務省からの下賜金や朝野有志の人びとより寄附金があつたといえます。

46・講談社の絵本「豊臣秀吉」

〔川田氏収集文書5394〕

一冊／多色刷・刊行物

昭和13年(1938)12月1日

昭和時代には、国内外の偉人の生涯を叙述した児童向けの伝記が人気を博しました。本資料は、大日本雄弁会講談社が刊行した、豊臣秀吉の「偉人伝絵本」です。『少年倶楽部』が小学校高学年から中学生を、『幼年倶楽部』が小学校低学年から4、5年生を対象としたのに対し、本書はさらに低年齢層に向けたものです。

47・豊臣秀吉(『幼年倶楽部』第十卷第九号附録)

〔古沢家文書 2420-1-1〕

一枚／多色刷・刊行物／

昭和10年(1935)9月1日

48・豊臣秀吉(『少年倶楽部』第二十四卷第一号附録)

〔古沢家文書 2420-1-10〕

一枚／多色刷・刊行物／

昭和12年(1937)1月1日

49・武蔵鉢形城絵図(『新田家文書1』)

一鋪／〔天正10年(1582)〕

本資料は、北条氏邦の時代を想定して江戸時代中期以降に描かれました。道を赤、堀や川は青色(灰色)、土塁などは茶色、小路は黄色で示され、びっしりと、家臣とされる名が書き込まれています。本来、家臣は城内には定住しておらず、この書き込みは子孫たちが鉢形遺臣としての誇りを表すためのもと考えられます。

50・51・◎鉢形城縄張り図(『小室家文書 6457・6459』)

二鋪／〔近代〕

好古家として有名な小室家の資料で、豊臣軍が攻めた様子を復元しようと書込みがされています。No.50(『小室家文書 6459』の右下には「鳥塚」という署名と印があります。小室家は、鉢形村(寄居町)戸長などを務めた鳥塚家と交流がありました。本資料では、現地に住んでいる鳥塚家と一緒に、かつての鉢形を考察しています。

52・鉢形分玄(分限)帳(写)(『浅見家文書 561』)

一冊／〔近代〕

家臣の名や禄高、地位、役職などを記した帳面を分限帳と呼びます。本資料は、鉢形城主北条氏邦家臣の地位役職、本国、領地・禄高、在住地、名前などを列記し、「武蔵鉢形城絵図」と共通する名前が散見されます。本資料と類似した分限帳は、鉢形・秩父方面にはかなり流布しています。内容は後世の創作の可能性が高く、絵図と同様に後世の人々が鉢形遺臣としての誇りを表すためのもと考えられます。

53・昭和41年の鉢形城跡付近(部分)

〔埼玉県航空写真 S 41 A 17-1〕

昭和41年(1966)

荒川は、西から鉢形の城跡を支える崖にぶつかり、北側に流れを変えます。この流れは城絵図の時代から現代まで変わらず、長い間川に削

られることのない切り立った崖の上、天然の要害にこの城があることがよくわかります。

54・忍城絵図(『中村(公)家文書 282』)

一鋪／〔近代〕

本資料は、江戸時代末期に作成された城絵図を、明治時代に行田の郷土史家清水雪翁が書写して、書入れを加えた絵図の一種だと考えられます。書入れは、豊臣軍による忍城攻めについて、「成田記」などを参考にしたと考えられています。被害状況や案内者などが書かれているのが特徴です。

55・◎武州忍城図(写)(『小室家文書 741』)

一鋪／〔近代〕

江戸時代には、軍事戦略や戦術を研究する軍学が流行しました。これに用いられる城絵図は、町等の非軍事的要素の記述が少なく、小型で簡略な形式なのが特徴です。特に山県大弐が編さんした「王図合結記」の写しはよく見られます。本資料もその一種だと考えられます。

56・昭和41年の忍城跡付近(部分)

〔埼玉県航空写真 S 41 A 17-14〕

昭和41年(1966)

画面左上の赤丸が城絵図の皿尾口にあたります。画面中央の黄丸が本丸野球場と呼ばれていた野球場です。現在は、行田市郷土博物館が建っています。

城絵図と対照すると、上部の特徴的な二つの曲がりくねった道は、かつての土塁の跡と分かります。いろいろな場所を見比べてみましょう。

57・古城跡近傍図(松山城)(写)〔小室家文書747〕

一鋪／〔近代〕

資料中の貼り紙の下には「古城跡近傍図」と書いてあります。「此図武蔵国郡志七之卷末松山城跡ノ記ニ添ヒ所載図ナリ内田翠所しるす」と貼り紙があり、内田作信による考証がされています。

貼り紙の左側には「羽黒山 此山ヨリ骸骨多出ル」という物騒な伝承が記されています。

58・松山城蹟図(写)〔小室家文書740〕

一鋪／〔近代〕

地誌掲載の絵図を思わせる松山城跡の鳥観図です。「本丸蹟」「二丸蹟」などがあり、既に城跡です。市野川の水面や、立派な枝ぶりの木、遠景の山々など表現が絵画的です。なお、「長谷村」の描写は、昭和40年代以前に存在した八幡山という小丘だと思われ、「雷電山」は東松山市の雷電山だと考えられます。

59・松山城跡本丸全図(写)〔小室家文書736〕

一鋪／〔近代〕

「此図武蔵国郡志卷之七ノ卷末松山城跡ノ記に所載図ナリ」但本丸全図トアレトモ本丸ノミ

ニ非ス、全図ナリ、然トモ本然ノ地理ト異所アレハ善図ト云ヘカラス内山翠所誌」と内山作信の考証があります。

「武蔵国郡志」は、明治政府による皇国地誌編さんの際に埼玉県が進達した「武蔵国郡村誌」の参考資料と考えられますが、実態は不明です。

60・昭和41年の松山城跡付近(部分)

〔埼玉県航空写真S41 A-10-12〕

昭和41年(1966)

市野川が松山城跡付近で蛇行していることがよくわかります。この城が頑丈な地形と、堀代わりの川を利用して作られたことがよくわかります。

「松山城跡図」などの「長谷村(山)」や、「古城跡近傍図」の「羽黒山」にも目印をしたので、その位置関係を比べてみてください。

61・◎武州河越城地図(写)〔小室家文書745〕

一鋪／〔近代〕

62・◎川越城地図(写)〔小室家文書748〕

一鋪／〔近代〕

この絵図も、山県大弐が編さんした「主図合結記」の写しだと考えられます。秀吉が攻めた小田原北条氏の時代の河越城は、本丸、二の丸、三の丸、八幡曲輪の範囲だけだったと考えられています。

小室家文書には、他にも小田原城、宇都宮城、

八王寺城、厩橋城の軍学的な絵図の写しがあります。

63・昭和41年の川越城跡周辺の航空写真(部分)

〔埼玉県航空写真S41 A-15B-02〕

昭和41年(1966)

市野川が松山城跡付近で蛇行していることがよくわかります。この城が頑丈な地形と、堀代わりの川を利用して作られたことがよくわかります。「松山城跡図」などの「長谷村(山)」や、「古城跡近傍図」の「羽黒山」にも目印をしたので、その位置関係を比べてみてください。

64・武州難波田古城図〔飯島徳藏氏収集文書764〕

一鋪／〔近代〕

難波田城の城絵図は8枚程度確認されており、そのうちの1枚です。その多くが、広島藩浅野家の軍学のテキストの写しと考えられています。遺構の残りが良かったことと、戦国時代では珍しい三重の堀を持つ平城だったために、難波田城の城絵図が作られたと考えられています。

65・昭和41年の難波田城跡付近(部分)

〔埼玉県航空写真S41 A-17B-6〕

昭和41年(1966)

展示資料解説

参考文献

【書籍】

- 池上裕子編『中近世移行期の土豪と村落』（岩田書院、2005）
池上裕子『中近世移行期の検地』（岩田書院、2021）
和泉清司『徳川幕府領の形成と展開』（同成社、2011）
和泉清司『江戸幕府代官頭伊奈備前守忠次』（埼玉新聞社、2019）
今井林太郎『石田三成』（吉川弘文館、1988）
岩沢厚彦『前田利家』（吉川弘文館、1988）
宇高良哲『徳川家康と関東仏教教団』（平文社、1987）
江田郁夫・篠瀬大輔編『北関東の戦国時代』（高志書院、2013）
岡崎寛徳『鷹と將軍 徳川社会の贈答システム』（吉川弘文館、2024）
河内将芳編『秀吉と豊臣一族研究の最前線』（山川出版社、2025）
北島正元『江戸幕府の権力構造』（岩波書店、1964）
黒田基樹『徳川家康の最新研究―伝説化された「天下人」の虚像をほぎ取る―』（朝日新書、2023）
齋藤慎一『戦国時代の終焉 「北条の夢」と秀吉の天下統一』（中公新書、2005）
齋藤慎一『中世東国の道と城館』（東京大学出版会、2010）
柴裕之『秀吉と秀長―豊臣兄弟の天下統一―』（NHK出版新書、2025）
竹井英文『織豊政権と東国社会―「惣無事令」論を越えて―』（吉川弘文館、2012）
谷口央『幕藩制成立期の社会政治史研究』（校倉書房、2014）
戸谷穂高『東国の政治秩序と豊臣政権』（吉川弘文館、2023）
根崎光男『鷹』（法政大学出版会、2024）
野村玄『豊国大明神の誕生―変えられた秀吉の遺言―』（平凡社、2018）
日本史料研究会編『秀吉研究の最前線―ここまでわかった「天下人」の実像―』（洋泉社、2015）
日本史料研究会編『家康研究の最前線―ここまでわかった「東照神君」の実像―』（洋泉社、2016）
平山優『天正壬午の乱』（戎光祥出版、2015）
藤井讓治『徳川將軍家領知宛行制の研究』（思文閣出版、2008）

藤井讓治『天下人の時代』（吉川弘文館、2011）

藤井讓治『戦国乱世から太平の世へ』（岩波書店、2015）

藤木久志編『織田政権の研究』（吉川弘文館、1985）

藤木久志『豊臣平和令と戦国社会』（東京大学出版会、1986）

本多隆成『近世初期社会の基礎構造―東海地域における検証―』（吉川弘文館、1989）

峰岸純夫『中世災害・戦乱の社会史』（吉川弘文館、2001）

村上直・根崎光男『鷹場史料の読み方・調べ方』（雄山閣出版、1985）

盛本昌広『松平家忠日記』（角川書店、1999）

矢田俊文『戦国期文書論』（高志書院、2019）

長沢士朗『武州松山城―松山城をめぐる関東の諸情勢―』（吉見町、1994）

【展示会図録】

川越市立博物館『常設展示図録』（1991）

横浜市歴史博物館『秀吉襲来―近世関東の幕開け―』（1999）

鉢形城歴史館『鉢形城開城―北条氏邦とその時代―』（2005）

富士見市立難波田城資料館『難波田城のすべて』（2006）

行田市郷土博物館『城絵図と忍城』（2012）

群馬県立歴史博物館『織田信長と上野国』（2018）

行田市郷土博物館『天正十八年―関東の戦国から近世―』（2022）

行田市郷土博物館『石田三成と忍城攻め』（2011）

埼玉県立歴史と民俗の博物館『大名と藩 天下泰平の立役者たち』（2012）

埼玉県立歴史と民俗の博物館『徳川家康―語り継がれる天下人―』（2016）

埼玉県立歴史と民俗の博物館『鉢形城主北条氏邦』（2024）

【自治体史】

『新編埼玉県史』

『群馬県史』

『岩槻市史』

『川越市史』

『行田市史』

『小田原市史』
『館林市史』

【史料集】

『戦国遺文』後北条氏編
『戦国遺文』房総編
『戦国遺文』下野編
『戦国遺文』武田氏編
『豊臣秀吉文書集』
和泉清司編『伊奈忠次文書集成』(文叢出版、1981)
大石慎三郎校訂『地方凡例録』(近藤出版社、1969)
大類伸編『日本城郭史料集』(人物往来社、1968)

【報告書】

『関東地域天正〱慶長期検地帳目録(稿)』(文部科学省科学研究費 基盤研究(B)「注意近
世移行期検地帳の史料学的研究とデータベースの構築―大間検地研究の再検討―」、
2022)

【論文】

児玉典久「近世前期武蔵幕領における伊奈氏の徴租法と年貢収取―秩父郡太田部村、葛飾
郡下野村・平須賀村の事例―」(『文書館紀要』第5号、1991)
藤井譲治「惣無事」はあれど「惣無事令」はなし」(『史林』93巻3号、2010)
谷口央「徳川五か国総検地と俵高―右高制の観点から―」(『日本史研究』754、202
5)

令和7年度企画展「戦国乱世の終焉と泰平の世ー豊臣軍がやってきた！ヤアヤアヤ!!!ー」
展示資料一覧



No.	文化財指定	文書番号	文書名	年代	西暦	宛所	数量	展示期間	図録資料No.
はじめにー信長と秀吉ー									
1	さいたま市指定	西角井家文書6438	織田信長朱印状(断簡)	[天正3年]11月6日	1575	[]内御門跡(山城国愛宕郡愛宕院)	1	全期	1
2	さいたま市指定	西角井家文書6439	豊臣秀吉朱印状(断簡)	[年月未詳]23日	-	[]内御門跡(山城国愛宕郡愛宕院)	1	全期	2
1. 統一政権と武蔵国									
3	埼玉県指定	持田(英)家文書5	北条氏邦朱印状	亥[天正15年]6月10日	1587	荒川多・沢もちだ四郎左衛門外1名	1	後期	3
4	埼玉県指定	持田(英)家文書6	北条氏邦検地書出	戊子[天正16年]8月15日	1588	荒川之郷持田四郎左衛門尉	1	前期	4
5		根岸浩太郎家文書3	北条氏政書状	[天正10年]2月15日	1582	安房守(北条氏邦)	1	全期	5
6		島津家(米沢藩上杉家家中)文書27	上杉景勝控書	天正10年7月日	1582	嶋津淡路守(忠直)	1	全期	6
7		根岸浩太郎家文書1	北条家朱印状	[天正10年]10月25日	1582	猪俣能登守(邦憲)	1	前期	7
8	埼玉県指定	小室家文書5700	北条氏邦書状	[天正11年]5月17日	1583	堀和(堀和康忠)	1	後期	8
9	埼玉県指定	《パネル》持田(英)家文書23	徳川家康書状(写)	[天正11年]11月15日	1583	北条左京大夫(氏政)	1	全期	9
10		井原家(萩藩毛利家家中)文書1	豊臣秀吉朱印状	[天正15年]10月27日	1587	[宛所切断]	1	全期	10
11		根岸浩太郎家文書2	豊臣秀吉書状	[年月未詳]8月5日	-	土田肥前守	1	全期	11
12	埼玉県指定	小室家文書6369-16	《パネル》[太閤秀吉黒船大阪凱征之図]	[江戸時代]	-		1	全期	12
2. 秀吉の小田原攻め									
13	埼玉県指定	道祖土家文書16	北条氏房朱印状	戌[天正14年]6月11日	1586	道祖土図書助(満兼)	1	全期	13
14	埼玉県指定	道祖土家文書17	北条氏房朱印状	亥[天正15年]2月6日	1587	道祖土図書助(満兼)	1	全期	14
15	埼玉県指定	道祖土家文書18	北条氏房朱印状	丁亥[天正15年]8月7日	1587	道祖土図書助(満兼)	1	全期	15
16		金井家文書2	北条氏直感状	[天正18年]正月28日	1590	金井猪助	1	全期	16
17	所沢市指定	北野天神社文書1956	浅野長吉・木村常陸介連署禁制(前欠)	天正18年6月	1590		1	全期	17
18	所沢市指定	北野天神社文書1957	木村常陸介書状	寅[天正18年]7月4日	1590	神主栗原伊賀守	1	全期	18
19	所沢市指定	北野天神社文書1958	前田利家黒印状	天正18年7月5日	1590	北野神主栗原	1	全期	19
20	埼玉県指定	埼玉県立文書館収集文書12(平岩文書1)	織田信雄書状	[天正18年]5月22日	1590	平岩七之助(親吉)	1	全期	20
21	埼玉県指定	埼玉県立文書館収集文書127(平岩文書2)	豊臣秀吉朱印状	[天正18年]5月22日	1590	本田中務少輔(本多忠勝)外2名	1	全期	21
22		(原本:名古屋博物館)	《レプリカ》豊臣秀吉朱印状	[天正18年]5月23日	1590	平岩七助(親吉)	1	全期	-
23	松伏町指定	杉浦家(伊奈家家臣)文書182	伊達政宗書状	[天正18年]5月28日	1590	浅野弾正少弼(長吉)	1	全期	22
24		(原本:山口県文書館毛利家文庫)	《パネル》小田原陣仕寄陣取図	[年月日未詳]	-		1	全期	-
25	さいたま市指定	浦和宿本陣文書2	豊臣秀吉禁制	天正18年7月日	1590	足立郡ノ内浦和宿	1	全期	23
26	さいたま市指定	浦和宿本陣文書3	浅野長吉禁制	天正18年7月日	1590	浦和市	1	全期	24
3. 家康の関東入部									
27		(原本:国立公文書館)	《パネル》天正十八年三千石以上分限帳	天正18年	1590		1	全期	-
28	埼玉県指定	明星院文書9	徳川家康朱印状	天正19年11月	1591	明星院	1	前期	25
29	埼玉県指定	金子家(旧不動院)文書3	徳川家康朱印状	天正20年正月23日	1592	不動院	1	後期	26
30	さいたま市指定	西角井家文書6084	徳川家康朱印状(断簡)	天正19年11月	1591	武蔵国横沢郡国済寺村国済寺	1	前期	27
31	さいたま市指定	西角井家文書6102	徳川家康朱印状(断簡)	天正19年11月	1591	武蔵国埼玉郡隣西郡末田村浄音寺	1	後期	28
32	さいたま市指定	武笠(神主)家文書304	武州足立郡柴岡郷内三室村御縄打水帳	天正19年9月朔日	1591	官本馬場	1	全期	29
33	埼玉県指定	持田(英)家文書24~27	武州榛沢郡鉢形領内荒川御縄打水帳	文禄4年10月24日	1595		4	全期	30
34		埼玉県立文書館収集文書4	武州秩父郡大駄之郷坪入御帳	慶長3年5月26日	1598		1	全期	31
35	埼玉県指定	逸見家文書11	武州秩父郡野巻村御地詰帳	慶長3年6月1日	1598		1	全期	32
36		加藤家(旗本)文書1	徳川家康朱印状	天正20年2月朔日	1592	加藤喜助(正之)	1	全期	33
37	埼玉県指定	明星院文書8	伊奈忠次手形	天正19年6月6日	1591	無量寺園伽井坊	1	全期	34
38	松伏町指定	杉浦家(伊奈家家臣)文書26	屋敷坪割書	[慶長5年8月]	1600		1	全期	35
39		市川家(旧万人坊)文書2	東光坊証状	文禄2年正月11日	1593	万仁坊	1	全期	36
40	埼玉県指定	小室家文書4684	《パネル》[関ヶ原合戦両軍配置図](写)	[年月日未詳]	-		1	全期	37
4. 江戸開幕									
41	埼玉県指定	明星院文書10	関東新儀貞言宗法度	慶長18年5月21日	1613	関東新儀貞言諸本寺	1	全期	38
42	埼玉県指定	稲生家文書1290	徳川秀忠朱印状	元和3年5月26日	1617	稲生次郎左衛門(正信)	1	全期	39
43	さいたま市指定	勝田家文書160	高力清長控書	慶長6年霜月1日	1601	岩付市宿 肝煎中	1	全期	40
44	さいたま市指定	浦和宿本陣文書5	御應御用人足定書	寛永10年5月	1633	うらわ名主衆	1	全期	41
45		船川家文書954	上平須賀村年貢割付状	[慶長10年]9月21日	1605	上平須賀村	1	全期	42
46		飯島徳藏氏収集文書260	《パネル》武州河越領高萩村御検地水帳	慶安元年2月29日	1648		1	全期	43
おわりにー史実と偶像ー									
47		東家文書271~274	絵本太閤記初篇	[近世]	-		4	全期	44
48		加藤家文書2116	豊国会趣意書	明治30年6月	1897		1	全期	45
49		川田氏収集文書5394	講談社の絵本「豊臣秀吉」	昭和13年12月1日	1938		1	全期	46
50		古沢家文書2420-1	《パネル》豊臣秀吉『幼年倶楽部』第十卷第九号 附録)	昭和10年9月1日	1935		1	全期	47
51		古沢家文書2420-10	《パネル》豊臣秀吉『少年倶楽部』第二十四巻第一号 附録)	昭和12年1月1日	1937		1	全期	48

No.	文化財指定	文書番号	文書名	年代	西暦	宛所	数量	展示期間	図録資料No.
特集展示 城絵図の世界									
52		新田家文書1	武蔵鉢形城絵図	[天正10年]	1582		1	全期	49
53	埼玉県指定	小室家文書6457	鉢形城縄張り図	[近代]	-		1	全期	50
54	埼玉県指定	小室家文書6459	鉢形城縄張り図	[近代]	-		1	全期	51
55		浅見家文書561	鉢形分玄(分限)帳(写)	[近代]	-		1	全期	52
56		埼玉県航空写真S41 A-7-1	《パネル》昭和41年の鉢形城跡付近(部分)	昭和41年	1966		1	全期	53
57		中村(宏)家文書282	忍城絵図	[近代]	-		1	全期	54
58	埼玉県指定	小室家文書741	武州忍城図(写)	[近代]	-		1	全期	55
59		埼玉県航空写真S41 A-7-14	《パネル》昭和41年の忍城跡付近(部分)	昭和41年	1966		1	全期	56
60		(原本:埼玉県立歴史と民俗の博物館)	《パネル》豊臣秀吉朱印状	[天正18年]6月20日	1590		1	全期	-
61	埼玉県指定	小室家文書747	古城跡近傍図(松山城)(写)	[近代]	-		1	全期	57
62	埼玉県指定	小室家文書740	松山城蹟図(写)	[近代]	-		1	全期	58
63	埼玉県指定	小室家文書736	松山城跡本丸全図(写)	[近代]	-		1	全期	59
64		埼玉県航空写真S41 A-10-12	《パネル》昭和41年の松山城跡付近(部分)	昭和41年	1966		1	全期	60
65	埼玉県指定	小室家文書745	武州河越城地図(写)	[近代]	-		1	全期	61
66	埼玉県指定	小室家文書748	川越城地図(写)	[近代]	-		1	全期	62
67		埼玉県航空写真S41 A-15B-02	《パネル》昭和41年の川越城跡付近(部分)	昭和41年	1966		1	全期	63
68		飯島徳藏氏収集文書764	武州難波田古城図	[近代]	-		1	全期	64
69		埼玉県航空写真S41 A-17B-6	《パネル》昭和41年の難波田城跡付近(部分)	昭和41年	1966		1	全期	65

埼玉県立文書館 令和7年度企画展

戦国乱世の終焉と泰平の世

―豊臣軍がやってきた！ヤアヤアヤア！―

展示図録

発行日…令和8年(2026)1月31日

発行…埼玉県立文書館



埼玉県立文書館